

令和元年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

10 月臨時会  
(10 月 21 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 4 号〉



# 彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

## 第4号 10月21日(月)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	1
議場に出席した事務局職員	1
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名(16番 馬場和子さん、17番 河村善一君)	3
会期の決定	3
議案第8号上程(管理者提案説明)	3
議案第8号(質疑・討論)	12
14番 杉原祥浩君 質疑	12
杉山建設推進室長 答弁	12
14番 杉原祥浩君 再質疑	13
杉山建設推進室長 答弁	14
17番 河村善一君 質疑	14
大久保管理者 答弁	15
杉山建設推進室長 答弁	16
17番 河村善一君 再質疑	17
杉山建設推進室長 答弁	17
5番 角井英明君 質疑	17
杉山建設推進室長 答弁	19
5番 角井英明君 再質疑	20
杉山建設推進室長 答弁	20
2番 獅山向洋君 質疑	20
杉山建設推進室長 答弁	27
大久保管理者 答弁	31

杉山建設推進室長	答弁	.....	31
中江議会事務局次長	答弁	.....	32
大久保管理者	答弁	.....	32
2番 獅山向洋君	再質疑	.....	32
杉山建設推進室長	答弁	.....	38
大久保管理者	答弁	.....	40
杉山建設推進室長	答弁	.....	41
中江議会事務局次長	答弁	.....	41
2番 獅山向洋君	再々質疑	.....	41
杉山建設推進室長	答弁	.....	45
大久保管理者	答弁	.....	46
神細工事務局長	答弁	.....	46
6番 西澤申明君	質疑	.....	46
杉山建設推進室長	答弁	.....	47
6番 西澤申明君	再質疑	.....	49
杉山建設推進室長	答弁	.....	50
6番 西澤申明君	再々質疑	.....	51
杉山建設推進室長	答弁	.....	52
6番 西澤申明君	反対討論	.....	52
2番 獅山向洋君	反対討論	.....	55
議案第8号（採決）	.....	.....	59
閉会	.....	.....	59

付録

全員協議会（令和元年10月21日）	.....	60
-------------------	-------	----

# 10月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第4号）

令和元年10月21日（月）

---

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第8号上程

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第8号

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについて

---

## 会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	黒澤	茂樹君
2番	獅山	向洋君	12番	澤田	源宏君
3番	富永	勉君	13番	中野	正剛君
4番	北川	和利君	14番	杉原	祥浩君
5番	角井	英明君	15番	伊藤	容子さん
6番	西澤	伸明君	16番	馬場	和子さん
7番	木下	茂樹君	17番	河村	善一君
8番	西澤	清正君	18番	竹中	秀夫君
9番	北川	元気君	19番	安澤	勝君
10番	赤井	康彦君			

---

## 会議に欠席した議員（0名）

---

## 議場に出席した事務局職員

事務局長	神細工	信二	事務局副主幹	高橋	大
事務局次長	中江	淳展	書記	荒木	潤

### 会議に出席した説明員

管 理 者	大久保	貴 君	事 務 局 長	神細工	信 二 君
副 管 理 者	山 田	静 男 君	総 務 課 長	中 江	淳 展 君
副 管 理 者	有 村	国 知 君	紫 雲 苑 場 長	上 田	文 夫 君
副 管 理 者	野 瀬	喜久男 君	中山投棄場長	山 本	登 君
副 管 理 者	久 保	久 良 君	建設推進室長	杉 山	暢 基 君
会 計 管 理 者	山 縣	忠 一 君	建設推進室主幹	宮 川	伸 夫 君

---

### 会議に欠席した説明員（1名）

副 管 理 者	伊 藤	定 勉 君
---------	-----	-------

---

### 午後 3 時 33 分開会

○議長（安澤勝君） それでは、ただいまから、令和元年 10 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名で、会議開会定足数に達しております。よって、令和元年 10 月臨時会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（安澤勝君） 次に、日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、16 番馬場和子さん、および 17 番河村善一君を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（安澤勝君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

---

日程第 3 議案第 8 号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについて

○議長（安澤勝君） 続いて、日程第 3、議案第 8 号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第 8 号彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについての概要についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例により、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 失礼いたします。それでは、臨時会提出議案の彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについてに係る新ごみ処理施設整備基本計画案をご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

この基本計画案については、当初、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会におきまして、建設候補地として愛荘町竹原区を想定した上で検討いただき、昨年8月21日にまとめられたものでございましたが、全体の一部で愛荘町竹原区に係る記載となっております箇所、例えば、これまでの経緯の記述に前回から現在に至るまでの経緯を追加し、また、位置図や施設の配置案、法規制の基準などを管理者会の総意として決定した彦根市西清崎町に対する内容に改めたものとしております。

まず、この基本計画案についてでございますが、新たなごみ処理施設をどのような施設とするかについて定めた計画となります。例えば、どのようなごみを処理対象とするのか検討から始まりまして、今後のごみ処理量の推計、そして、ごみ処理施設の規模の検討、処理方式の検討、処理によって発生するエネルギーの利用計画など、新たなごみ処理施設を建設する上で、必要となるそれぞれの基本的な事項について定める計画となっております。また、この基本計画案は、先にお認めいただきました各種調査等の予算のうち、環境影響評価や施設整備の基本設計等を実施していく上で必要となる計画でございます。

まず、1-1 ページをお開き願います。第1章 施設の理念・基本方針では、平成20年5月に定められた湖東地域

広域ごみ処理施設整備基本構想の五つの基本方針を記載しております。次の1-2、1-3 ページでは新施設の六つの理念を基に、この計画の根幹となる基本方針を定めておりまして、理念1のごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設については、例えば、安定性を備えた技術を導入すること、安全性や危機管理についての配慮を行うこと、また、一市四町の住民の安心を確保するため情報公開を積極的に行うことなどを基本方針として定めております。理念2の環境への負荷の少ない施設については、例えば、公害防止対策に万全を期し周辺環境への負荷の少ない施設とすること、また周辺環境との調和を図るため、施設のデザインや色彩は、景観に十分配慮することなどを基本方針として定めております。次に理念3の資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設については、例えば、再資源化が可能なごみのリサイクルを行うことや、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、エネルギーとしてのリサイクルを積極的に行うこと、また、ごみの減量や地球温暖化防止等の環境問題について住民のご理解を深めていただくための啓発拠点施設とすることなどを方針として定めております。次に理念4の経済性に優れた施設については、施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修までを含めたごみ処理



システム全体で経済性、効率性に十分な配慮を行い、コストの適正化を図ることを方針として定めております。次に理念5の災害に強い施設では、例えば、大規模な災害が起きた際に発生が予想される災害廃棄物について適切に処理ができるよう、施設の処理能力に一定の余力を備えた施設とすること。災害時に稼働不能とならず安定稼働ができるよう、耐震化等の対策を施した災害に強い施設とするとともに、平常時より災害時の廃棄物処理に係る訓練を行うことなどを方針として定めております。最後に、理念6の社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設については、例えば、最新技術を活用して、将来的な処理システムや公害防止基準の変化にも柔軟に対応することができる設備を導入することを方針として定めております。以上、申し上げました六つの基本理念を念頭におき、この基本計画案が検討されました。

続きまして、2-1 ページをお開き願います。2-1 から 2-65 ページにわたる第2章 計画条件の整理についてでございますが、基本計画案は冒頭でも申しましたとおり、当初愛荘町竹原区を想定して策定されたものを新たな候補地となる彦根市西清崎町に係る内容に改めたものですが、新施設供用開始予定については、当初予定の平成39年度稼働を想定したものであり、後ほどご説明させていただきます施設

規模についても当初予定のままとなっているものでございます。このことについては、当初より施設規模の見直しについては、施設整備基本設計を行う中で、現状のごみ等排出量の減量状況や各市町の一般廃棄物処理基本計画に沿った施設となるよう規模も合わせていく必要があることを想定しておりましたので、現時点で新施設の供用開始が一年から二年の遅れが生じることにはなりますが、供用開始が遅れることで見直しの必要が生じるものについては施設整備基本設計を行う中で見直しをして反映させていくこととなりますので、今回の基本計画案では供用開始が遅れる分の見直しをしているものではございません。よって、第2章 計画条件の整理で2-1 ページの2.1 施設供用開始予定年度の項目でも記載がありますように新施設供用開始予定年度は平成39年度とした計画となっておりますが、ただし書きにありますように、一年から二年の遅れが生じる予定であるという記載にとどめております。このような表現については他のページにおいてもされておりますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

続く、2-1 ページから 2-23 ページまでは一市四町のごみ処理対象人口およびごみ排出量の動態や各市町の現在のごみ処理体系など、一市四町の現状が記載されたものでございます。2-24 から 2-65 ページでは計画処理量等

の設定がされておりました、どのようなごみを処理するのか、どの程度の処理能力の施設が必要かについて定めております。どのようなごみを処理するのかという点につきましては、現在、各市町でごみの分別体系は一致しておりませんが、今回のごみ処理の広域化を機に一市四町でごみの分別を統一することを前提に検討が重ねられました。現状としましては、来年度中に一市四町において、令和 11 年度の新ごみ処理施設の供用開始を視野に入れた一般廃棄物処理基本計画が策定される予定となっております、計画の中で各市町の分別が統一されるように調整されることとなります。また、処理量がどの程度になるのかについては 2-27 ページ、2-28 ページになりますが、平成 24 年度から平成 28 年度までの各市町のごみ排出量と人口推計結果を基に平成 44 年度までの将来排出量を算出した結果、当時の計画目標年次の平成 39 年度において平成 28 年度よりも約 6 % 減量されていると推計された燃やすごみについては、推計どおり減量が進まない可能性を鑑み平成 28 年度実績値から 5 % 削減を目標とし、燃えないごみについては、現状からの推計でいくと平成 39 年度において 2.9% 増加する推計結果となったこと、同じく粗大ごみについても 14.9% 増加する推計結果となったことから平成 28 年度実績値での現状維持を目標値としております。この減量

目標の設定については、2-46 ページから 2-50 ページでご確認いただけます。次に 2-51 から 2-65 ページにかけまして熱回収施設とリサイクル施設の計画処理量および施設規模等に関する記載がございます。現時点では一市四町の一部のごみの取扱いについて統一されていないため、例えば、彦根市では分別収集されている容器包装プラスチックは四町では燃やすごみとして回収され固形燃料化されています。よって、処理を行うごみ量について三つの場合分けを行い施設規模もそれに合わせて場合分けにて算出しております。2-51 ページをご覧くださいと思います。熱回収施設の計画処理量の表が二通りございます。上の表は、分別統一案①・案②となっておりますが、容器包装プラおよび廃食用油を燃やすごみに含む場合となっております、下の表は案③として容器包装プラおよび廃食用油を分別する場合の処理量として算出しております。ただし、熱回収施設ではいずれの場合も日常的なごみの年間処理量の一割を災害廃棄物の処理量として見込んでおりました、上の表ですと燃やすごみとリサイクル施設からの焼却残さの小計が 3 万 6,118 トンに対し、その一割の 3,611 トンを災害が発生した際の災害廃棄物の処理量として見込んでいるということになります。この年間の処理量に対しまして次の 2-52 ページにありますとおり、容器包装

プラおよび廃食用油を燃やすごみに含む場合は日量 147 トン、分別する場合は日量 144 トンという施設規模が算出されております。次に 2-53 ページでは炉の数を 2 炉とするのか 3 炉とするのか比較されておりました、経済性、周辺環境との調和といった観点から総合的に判断し 2 炉が採用されています。2-55 ページから 2-61 ページでは、容器包装プラおよび廃食用油を燃やすごみとする場合と分別する場合のいずれにおいても経済的な施設設計となるようにごみ質の分析をするとともに高質ごみと低質ごみの比率により、いずれの場合も経済的なごみ質となることの確認がされております。次に 2-62 ページではリサイクル施設での計画処理量が算出されております。リサイクル施設におきましても、熱回収施設と同様に容器包装プラおよび廃食用油を分別するかどうかで処理量が変わってまいります、それに加え彦根市では行政回収されている古紙・衣類について新ごみ処理施設で行政回収分も受け入れるのか、あるいは、住民が直接搬入される分のみ受け入れるかによっても場合分けをしており、3 パターンを想定しております。まず、上の表の案①は、容器包装プラおよび廃食用油を燃やすごみに含む場合となりますのでリサイクル施設では処理されないこととなります。また、行政回収された古紙・衣類については受け入れることを想

定し年間 7,085 トンの処理量となっています。真ん中の表の案②については案①同様に容器包装プラおよび廃食用油を燃やすごみに含む場合となりますが、古紙・衣類については行政回収された古紙・衣類は直接古紙等の買取業者へ搬入し、住民の直接搬入分のみを新施設で受け入れることを想定し年間 6,542 トンの処理量となっています。下の表の案③は容器包装プラおよび廃食用油を分別する場ですが、古紙・衣類については案②と同様に直接搬入分のみを受け入れるものとしているので年間 7,457 トンの処理量となっています。これらの年間の計画処理量からリサイクル施設の施設規模を算出したのが 2-63 ページになりまして案①では日量 34 トン。案②は日量 31 トン。案③が日量 35 トンというカタチで計画しております。現時点では、先ほども申しましたとおり一市四町の分別区分が統一されていないことから、今ほどご説明しましたように施設規模に幅を持たせた計画となっておりますが、来年度中に策定を予定されている一市四町の新たな一般廃棄物処理基本計画では、現状のごみ等排出量を基に、今後の減量等の目標が定められることとなりますので、その計画との整合性を図りながら施設規模に見直しをかけ施設整備基本設計で反映させていくこととなります。

続きまして、3-1 ページをお開き願います。第 3 章 処理方式の検討では、

3-1 から 3-29 ページにかけて処理方式、処理設備についてどのような方式でゴミを燃やすのか、基本的な施設構成はどのようなものにするかを定めています。どのような方式でゴミを燃やすのかについては、焼却方式とし四つの処理方式を候補にあげ、先ほどご説明させていただきました各理念に基づき評価を行い、結果としてエネルギー回収が良く省エネルギーに優れておりさらに他都市での採用実績数が多く安定した燃焼により排ガス中の有害物質を低減できることなどの理由から、ストーカ式という焼却処理方式を採用することとなりました。また、リサイクル施設については、資源の種類によっては破碎や選別、圧縮梱包が必要となることから各種資源類に合わせて処理方式を定めておりますが、現時点ではメーカーヒアリングにおける条件設定となっているため事業方式によっては事業者提案により経済性・効率性の良い方式とされていく部分も出てくることが想定されております。

次に 4-1 ページをお願いいたします。第 4 章 基本条件の整理は 4-1 ページから 4-11 ページで候補地西清崎町の位置や面積、地形条件、地質・地盤条件や周辺の土地利用条件のほか開発行為や公害防止に係る法規制などが整理されております。また、4-12 ページから 4-13 ページではユーティリティ条件が整理されております。4-13 ページ

をお願いいたします。(4)排水についてでございますが、現在、西清崎町については農業集落排水施設による処理エリアとなっておりますが彦根市の下水道計画では、今後、令和 12 年度を目途に市内の農業集落排水を公共下水道に接続する計画となっていることから、本計画では施設からの排水を公共下水道へ放流するものとして計画しています。

続きまして、5-1 ページをお開き願います。第 5 章 公害防止計画・焼却残渣処理計画についてですが、5-1 ページから 5-5 ページで排ガス・排水・悪臭・騒音・振動など公害防止項目となるものを整理し 5-6 ページから 5-17 ページ上段にかけて対象となる物質の除去方式や対策を定めております。5-17 ページをお願いいたします。中段からの 5.3 公害防止基準の設定では、排ガスについては関連する各法令により定められた基準値より厳しい自主基準値を設けております。

次に、6-1 ページをお開き願います。第 6 章 エネルギー利用計画・高効率発電の検討について 6-1、6-2 ページでエネルギー利用方法について整理されておりますが、熱回収施設で発生する余熱についてはそのまま熱として施設の暖房給湯で利用するほか、発電機を利用して電力を発電して施設内で消費することとなります。ただし、使い切れない余熱や余剰電力については、地域振興策として利用できるよ

う今後候補地周辺住民の皆様と協議してまいります。それでも余る余剰電力については、電力会社へ売電していくこととなります。利用可能熱量については6-3ページから6-5ページで試算されておりますが、発生熱量についても容器包装プラおよび廃食用油を燃やすかどうかで異なることとなりますので、分別統一案により場合に分けて発生熱量を試算し発生熱量の60%を利用可能熱量としてそれぞれで試算されたものが6-3ページの中段になります。ここにありますように容器包装プラなどを燃やさない場合は、一時間あたり平均約3万4,416メガジュール、燃やす場合は一時間あたり平均約3万7,632メガジュールとなっております。また、次の6-4、6-5ページでは高効率発電の検討がされておりました熱回収施設については国の循環型社会形成推進交付金を受けるためにエネルギー回収率を16.5%以上とする必要がございますので、基本計画案ではエネルギー回収率を16.5%としてそれを上回るかどうかの試算がされております。この試算についても容器包装プラなどを燃やす場合と燃やさない場合に加え、地域振興策などで外部へ熱供給する場合としない場合に分けて出されております。6-4ページ下段と6-5ページ上段の表については外部への熱供給をしない場合で容器包装プラなどを燃やすかどうかで二通り、6-5ページ中段と下段

では外部へ熱供給をする場合を想定して試算されておりますが、いずれも標準ごみと高質ごみであればエネルギー回収率16.5%をクリアできる試算となっております。ただし、低質ごみだけの場合は16.5%を下回ることとなりますが低質ごみというのは、いわゆる生ごみなど水分が多いようなごみを想定したものであり実際には、紙類やビニール類をピット内で攪拌させながら炉に投入されることとなりますので現状の一市四町の分別区分ですと標準ごみでの想定となりますが、彦根市が容器包装プラなどを燃やすこととなれば高質ごみに近づくことが想定されます。また、外部へ熱供給する場合とそうでない場合を比べますと、外部へ熱供給する場合は発電出力が下がるものの発生した熱をそのまま外部で利用することとなるためエネルギー回収率としては上がることとなります。

続きまして、7-1ページをお開き願います。第7章 プラント計画および土木・建築計画では7-1ページから7-15ページにかけて新ごみ処理施設においてごみの受入れから処理・処分に至るまでに必要となる主要設備の整理がされております。また、少し飛びますが7-16ページでは、7.3土木・建築計画として施設の外観は周辺景観と調和したデザインとすることや災害時にもできる限り安定運転が可能な耐久性を備えた施設とし災害時

のエネルギー供給の拠点となり得る施設とすること、また、環境学習機能を設けることとし、施設見学者に配慮した施設とすることなどが定められています。

次に 8-1 ページをご覧ください。第 8 章 施設配置・動線計画についてですが、8-1 ページでは配置計画の対象となる施設等の設定と条件について整理されております。また、8-2 ページ上段の表では新施設への搬入出車両の想定がされており、これら車両に対する安全性確保のための動線計画条件として来客者の車両動線や歩行動線はごみの搬入出車両動線と分離することや、リサイクル施設と熱回収施設への動線を可能な限り分離することが定められています。また、8-2 ページの最後になお書きされております候補地敷地への進入口についてですが、今年度を実施した候補地周辺住民に対する説明会では、施設への搬入出ルート of 整備について、今後、最終的な建設候補地が 1 か所に決まれば、関係自治会・土地所有者・耕作者・関係行政機関などの各関係者と調整を行った上で、整備ルートを決定していくことになることとご説明した上で、候補地西清崎町周辺住民を対象とした説明会の場合は、現段階で想定される整備内容として県道 2 号線から候補地に至るための専用道路の整備に加え、宇曾川と安食川に橋を架ける必要があると考えている旨を説明しており

ます。この配置案につきましては、進入口がどこになるかによって変更してくることになるため、今後、搬入出ルートの整備について各関係者と調整を行う段階で別のルートとなることも想定しており、現段階では、進入口を東側または南側とする二つの案で施設配置や車両動線などを定めています。8-3 ページをご覧ください。配置案①は進入口を東側とした場合の配置案となっております、下段の表の災害時の被害軽減のところに敷地北西側の土砂崩れのおそれに対しては、土砂崩れの影響を軽減すべく可能な限り熱回収施設を西側敷地境界線から離しているとあります。このことについては、選定委員会において土砂災害危険箇所等について評価いただいております、候補地西清崎町は敷地の北西側の 6 分の 1 程度が土砂災害危険箇所に指定されているが指定箇所を避けた施設配置が可能であることや、浸水対策として 2 m の盛土をすることとしており山裾に対して敷地とのレベル差が 2 m 生じることから、影響は軽微と判断されており土砂災害対策の擁壁についても不必要と判断されております。よって、敷地北西側で空白となっている部分までが土砂災害の危険箇所に指定されていることから、配置案①であれば施設建設は可能と判断しております。次の 8-4 ページには配置案②の進入口を南側とした場合の配置案となります。こちら

の場合は、土砂災害の影響を受ける可能性は案①よりも小さくなります。

最後に 9-1 ページをご覧ください。第 9 章 その他ごみ処理施設にかかる事項の計画ということで 9-1 ページ以降で事業スケジュールと施設整備に関する概算費用などが記載されております。事業スケジュールにつきましては、今回、基本計画案をお認めいただきましたら、早急に 8 月定例会でご承認いただきました、環境影響評価など各種調査業務と施設整備基本設計などの入札の作業を進めさせていただくこととなりますが、今後、順調に事業が進んでいけば新ごみ処理施設の稼働は令和 11 年となるスケジュールになっております。次の 9-2 ページの施設整備に関する概算費用につきましては、分別統一案①から③の場合分けでそれぞれ算出されたものになります。候補地が決定していない現段階におきましては、地質調査も済んでいないことから候補地を西清崎町とした概算見積りをプラントメーカーから徴集することができないため候補地が愛荘町竹原区であった際に算出された概算費用をお示しした上で西清崎町では地盤条件が竹原区と異なることなどにより施設整備費が当初の額と異なる可能性があり、今後、施設整備基本設計業務において、改めて概算見積徴集を行うという記載をさせていただいております。また、本概算見積りは消費税 8 % のときに作

成されたものとなりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。当時の施設整備費の算出によりますと案①と案②は額として同じになっていますが、容器包装プラおよび廃食用油を分別し、古紙・衣類については直接搬入分のみ受け入れることを想定した案③は、案①・案②と比べ熱回収施設の施設規模が日量 3 トン少なくなることから整備費が約 4,500 万円安くなりますがリサイクル施設の規模が案①・案②と比べ大きくなるため約 3 億 4,000 万円高くなることから結果的に案③の施設整備費が最も高くなり二つの施設の整備費を合わせますと約 202 億円となっております。次に 9-3 ページをお願いします。維持管理・運営費についてですが、こちらも施設整備費同様に場合分けをしておりますが、基本計画案では維持管理・運営費を 20 年間としてプラントメーカーから概算見積りを徴集して算出しております。これは、近年ではごみ処理施設の維持管理等を P F I や D B O 方式といった民間活力を活用する手法が取られておりますが、一般的に焼却施設の耐用年数が 20 年程度といわれることから維持管理等の契約も 20 年間とされるのが一般的となりそれに合わせているものです。しかしながら、近年、国は焼却施設の耐用年数が 20 年程度であっても建物については 50 年程度の耐用年数を備えていること。また、焼却施設に設置され

る各種設備や機器については 20 年程度経過してもなお、受変電設備、発電設備をはじめとして高い健全度を保つものや部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多いことから耐用年数の比較的短い重要設備を適切な時期に更新するなどの対策によりごみ処理施設の延命化を望まれております。施設の利用期間については、今後、民間活力を活用する手法の取り入れ方によって変わってくることもあり本計画では、施設の利用期間を明記しておりませんが、現段階においては大規模な基幹改良工事を行うことなく適切な補修のみで施設を維持管理できるものと考えられる 30 年間は施設を維持管理・運営し、その後については、今後、地元自治会住民の皆様と協議していくことを考えております。当時の維持管理・運営費の算出によりますと、施設整備と同様に案③が最も高く 20 年間で約 150 億円となっております。最後に 9-5、9-6 ページをご覧ください。財政計画についてでございますが、こちらも分別統一案による場合分けをして試算しております。下段のケース 1 というのは分別統一案①のことですが、上の表で事業費内訳を下の表にはその額に対する財源内訳を記載しております。施設整備費が最も高くなるケース 3 の実質負担額は約 84 億円となります。実質負担額を算出する場合、計算式としましては施設整備費合計から交付金

および交付税措置額を差し引いた額となります。

以上、長くなりましたが、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画案の説明を終わらせていただきます。

**○議長（安澤勝君）** これより質疑を行います。質疑の発言通告書が 5 名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、14 番 杉原祥浩君、17 番 河村善一君、5 番 角井英明君、2 番 獅山向洋君、6 番 西澤伸明君の順といたします。なお、一括質疑、一括答弁ですので質疑は一括でお願いいたします。杉原議員。

**○14 番（杉原祥浩君）** それでは、私の方から 10 月臨時会の議案質疑をいたします。

標題といたしまして、議案第 8 号彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについてということで、要旨は二つございます。

一つ目、議案第 8 号を今臨時会に提案された理由について教えていただきたい。

二つ目、新ごみ処理施設建設に係る今後のスケジュールについて、スケジュールは今ほど説明もありましたが、もう少し詳しく教えていただきたい。その二つでございます。

**○議長（安澤勝君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（杉山暢基君）** それでは、要旨 1 についてお答えします。



今回提案する議案につきましては、平成30年8月定例会で可決されました地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に定められた彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めまたは変更することに基づき、新ごみ処理施設整備基本計画案を提案させていただくものです。当該基本計画案は、令和元年8月定例会で予算をお認めいただいた環境影響評価や施設整備基本設計などを今後進めていく上で必要となるものであり、基本計画案にある位置図や施設配置案、法規制の基準などをこのたび管理者会の総意で建設候補地に決定した彦根市西清崎町に係る内容にしたものでございます。今臨時会に議案第8号彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについてを提案し、組合議員の皆様にご承認いただき早期に環境影響評価など各種調査業務や施設整備基本設計等を西清崎町で進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、要旨2についてお答えします。本日、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画をお認めいただけましたら、本年8月定例会で予算をお認めいただきました環境影響評価などの委託業務につきまして、早急に入札等の準備を進め12月上旬には各種業務に着手していく予定となります。環

境影響評価業務には4年間の歳月を要しますが、環境影響評価の結果により候補地西清崎町での建設を進めることが可能であると認められることで初めて建設地とすることとなるため、4年後となる令和5年の今くらいの時期に速やかに用地取得ができるよう今年度から用地売買交渉の準備に入ります。また、都市計画決定につきましては、建設地としての決定後になるものと想定しており、建設地決定の時期に合わせて都市計画決定がされるよう、環境影響評価業務と並行して都市計画決定に係る関係機関との協議も今年度から進めてまいります。その間令和2年度から令和3年度までの債務負担行為をお認めいただきました施設整備・造成等基本設計業務を進め、設計完了は令和3年9月を想定していることから、成果物となる基本設計を基に令和3年12月頃には敷地造成の実施設計に着手してまいります。そして令和4年度には施設整備事業者選定に係る業務に着手し、事業者が決まりましたら、令和6年から1年かけて造成工事を行い造成工事と並行して施設建設の実施設計に取りかかり、令和8年度を目途に施設建設に着工し、令和11年の稼働を予定しております。

○議長（安澤勝君） 杉原議員。

○14番（杉原祥浩君） ありがとうございました。それでは、再質疑をいたします。

まず、一つ目の要旨ですが、議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについてが、可決されれば組合議会が西清崎町を建設候補地として承認したことになると考えます。その上で、今回の建設候補地の再選定には、四つの自治会が手を挙げられ、等しく土地の所有者の同意書と印鑑証明書、権利関係者の同意書等の提出を求められたと聞いております。この候補地自治会の提出書類の取りまとめや公募が始まったときから今日に至る長きにわたる様々なご苦労を察しますと、選ばれなかった三つの自治会に対し何らかの手立てが必要でないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今回の建設候補地再選定に当たりましては、参加いただいた彦根市原町、西清崎町、下西川町、愛荘町竹原区の四つの自治会全てに対し、土地所有者の同意書と印鑑証明書、権利関係者の同意書等の提出をお願いいたしました。議員がご指摘のとおり、提出書類の取りまとめや関係者との調整など、建設候補地自治会の皆様には、今日まで多くのご苦労があったと理解しておりますとともに感謝いたしております。最終的に選ばれなかった自治会に対し何らかの手立てが必要ではないかとのことでございますが、広域行政組

合としてできること、彦根市および愛荘町にお願いすることなどを整理し管理者会で協議、検討を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 杉原議員。

○14番（杉原祥浩君） ありがとうございました。私、今回一番心配しているのは、そのこのところでございまして、三つの自治会に対しましてどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、終わります。

○議長（安澤勝君） 続いて、17番 河村善一君。

○17番（河村善一君） 17番河村でございます。一括でということでございますので、述べてまいりたいと思ひます。

標題1当初の竹原を辞めて、なぜ彦根市西清崎町を最終候補地にされたのか。要旨1としましては、西清崎町を最終候補地として選ばれた理由は何だったのか。今回の彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画のはじめにの(1)これまでの経緯の中の後半で、これらの結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価し、令和元年9月19日の管理者会において彦根市西清崎町を最終候補地として選定する運びとなった。と記載されております。その決め手となった理由は何だったのでしょいか。納得のいく説明をしていただきたいと思ひます。

要旨 2、当初竹原区の人たちに対し、管理者は今まで建設候補地としてお願いをしてこられたが、今回のことをどう説明され、対処されるのか。平成 29 年 6 月管理者により、愛荘町竹原区を建設候補地として選定されました。平成 31 年 2 月の組合定例会で建設候補地の白紙撤回を求める決議が可決され、平成 31 年 4 月 4 日に愛荘町竹原区が建設候補地から白紙撤回され、今回の基本計画案が可決されれば、竹原区は建設候補地でなくなります。竹原区の住民の熱い思いをもって手を挙げられ、新ごみ処理施設の受入れに前向きにとってこられたと思います。管理者は今まで竹原区を建設候補地としてお願いしてこられたことから、今回のことを竹原区にどう説明され対処されるのか説明責任もあると思うのですが管理者の答弁を求めたいと思います。

標題 2 になりますが、建設候補地は浸水想定区域にある。今回の台風 19 号では、多くの一級河川が決壊し、甚大な被害をもたらした。盛土による浸水対策は万全か。要旨 1 としては、建設候補地は敷地の全域が浸水区域にあり、浸水対策は万全かということがあります。この基本計画案の 4-2 地形、地質・地盤条件で建設候補地は、敷地の全域が浸水想定区域に指定されている。想定浸水深度は全域が 2 m から 5 m 未満と大きく、敷地造成において盛土による浸水対策が必要であると

書いてあります。記載されてあるから、具体的にどうするとか、その対策の記載がないわけでありまして。今後どのようにされるのか、示していただきたいと思っております。

要旨 2、今回の台風 19 号の雨量は、年間の 3 割から 4 割が 1 日から 2 日間で降り、水位も 4 m から 5 m あったといわれている。今回の台風被害を受けて、計画の見直しは考えられるのか。今日の新聞の報道にもありますように、被害をもたらした台風 19 号の影響で、20 日共同通信の集計で死者は 12 都県で 80 名、不明者は 10 名となっている。総務省消防庁は、住宅被害が 10 月時点で 5 万 6,753 棟に達したと発表。昨年の西日本豪雨の約 5 万 1,000 棟を上回る被害になったと報じています。河川での堤防決壊は、71 河川 128 か所で起こったと報じています。もし、今回の台風が近畿地方を直撃したら甚大な被害をもたらしたと考えます。同様の台風がきたときの対策を今後検討する必要があると思われませんが、そのことについて管理者の答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 私からは、まず、標題 1 の要旨の二つの質問にお答えを申し上げたいと思います。

それでは、要旨 1 についてお答えします。建設候補地の再選定に当たりましては、これまで組合議会での議論はもとより構成市町議会での議論や意

見書でちょうどいただいたご意見、各候補地周辺学区の住民の皆様を対象に開催した住民説明会および合同で実施した意見交換会や当圏域で実施した住民アンケートでちょうどいただいたご意見を検証してまいりました。その結果、圏域住民の皆様が新ごみ処理施設整備に対して求めておられること、その要件を満たす候補地こそが実現可能性が最も高い候補地であり、今後、組合議会をはじめ圏域住民のご理解とご協力をお願いする上で不可欠な要件であると判断いたしました。その判断のもとで管理者会において議論を重ね、圏域全体として収集運搬コスト、生活環境の保全、生活環境との区分、利便性といった点を重視するお声が多いということ、建設用地の購入可能性や災害リスクに対する技術的な対応の可能性等を検討した上で、候補地西清崎町は用地取得費、造成費、道路整備費などの初期整備費総額は少し高くなるものの一市四町の30年間での収集運搬コストが最も安価と見込まれることから、長期的視野によるトータルコストが最も安価となると判断し管理者会の総意として、彦根市西清崎町が最も適しているという結論に至ったものでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、要旨2についてお答えします。竹原区の皆様におかれましては、平成29年6月に建設候補地を竹原区1か

所に決定して以降、今日に至るまで新ごみ処理施設整備に対して多大なるご理解とご協力を賜ってまいりました。そのことに対し、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。管理者会として最終候補地を彦根市西清崎町に決定しましたことについて、竹原区の皆様のごこれまでのご苦勞を考えますと、私としては言葉も見つからず申し訳ない気持ちでございます。しかしながら、当圏域住民の悲願である広域新ごみ処理施設建設を実現させるため、議論に議論を重ねてまいりました決定でございます。広域行政組合の管理者として改めて竹原区へお伺いし、今回の決定に至った経緯について丁寧にご説明申し上げたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） それでは、標題2の要旨1についてお答えします。滋賀県防災情報マップでは、候補地西清崎町の一帯は浸水想定区域に指定されており、その浸水想定深度はおおむね2m未満の地域となりますが候補地敷地の一部に2mから5m未満となるエリアが存在することから、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会では候補地西清崎町の全域を2mから5m未満の浸水想定区域として評価されています。しかしながら、この一部エリアについては、周辺と比較すると地表レ

ベルが若干低くなっている程度であり、選定委員会から提案いただいた彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定結果報告書では、2 mの盛土により浸水対策が可能とされております。また、施設整備基本計画案では、盛土による浸水対策のほか熱回収施設棟のプラットホームを2階とするなど、万一の浸水に備えた対策を計画しております。

次に、要旨2についてお答えします。先ほども申しましたとおり建設候補地選定結果報告書では、浸水対策として2 mの盛土とすることで造成費を試算されておりますが、本計画では候補地西清崎町の想定浸水深度を2mから5m未満とし敷地造成において盛土による浸水対策が必要であるという表現にとどめ、今後、地形測量の結果をもとに各関係者との協議を経て盛土の高さを決定していくことを想定しております。よって、今回の台風19号による全国の被害状況から滋賀県が防災情報マップにおける西清崎エリアの浸水想定深度を変更されるような場合は、盛土の高さを見直す必要が生じる可能性はあります。現状におきましては、浸水想定区域であるからこそ、万一の浸水に備えた自主避難所としても寄与できる施設にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 河村議員。

○17番（河村善一君） 再質疑したいと思います。管理者から災害リスクの話がされました。また、最後に避難場所としての話もありました。自主避難所として考えられるという答弁がありましたけど、ここが避難所となり得るような場所として、考えておかなければ百億、二百億かかるので、災害を受けると大変なことになると思います。今、想定していることが起こり得ているわけですね。だから、国交省の河川でも十分な対策をされても決壊しているわけですから、やはり万全を期した十分な対策をとるべきではないかという見解を求めておきたいと思います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議員がご指摘いただきましたとおり、自主避難所として安心して皆様に避難いただける施設にしてまいりたいと考えています。今後、リスクマネジメントについて関係機関と協議しながら進めたいと思いますのでご理解よろしく願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、5番 角井英明君。

○5番（角井英明君） 標題1です。管理者による10月7日の全員協議会の説明では、西清崎町に決めた理由は、収集やコストの面で最適なこと、人口が多い彦根市であることだったと思います。他の候補地と比較して説明していただけると、より分かりやすいか

なと思いました。各議員へ原町の自治会から送られてきた文書を見てみると、こんな疑問が出されていました。前回、下西川町が順番が1位だったのにそれが取り下げられて竹原町になったと聞いているのですが、その理由として農業振興地だったのに原町の文書では、西清崎も農業振興地なのにおかしくないのかと。これを読ませてもらいなるほどと納得したのですが、そのことについての説明を求めたいと思います。もう一つは、荒神山にはいろんな遺跡もあり山自体が由緒ある場所であって神の山とっていい場所。そういう場所に建てることについてどうなのか。場所は反対側なのですが、毎日のようにウォークラリーをする人とか地域の住民に愛されているところに建てることについての見解と山の向こうには何十年も頑張ってきた梨園がありますので、影響はどうなのか、そのことについて伺います。

二つ目ですが、地球規模で解決が必要になっている地球温暖化問題、廃プラスチックの問題なども視野に入れた説明が必要だと思います。1999年から始まった広域化でのゴミ処理場の建設計画。それから20年が経過してゴミ問題は、基本計画案のはじめにあるように、経済面、効率面での最適化だけでは立ち行かなくなっていると思います。住民が自分のこととして考えるために地球温暖化等に触れ

た説明が必要だと思います。基本計画案2-13ページの⑦容器包装プラスチックおよび白色トレイのところで、一市四町では分別方式が違うので新施設では二通りの方式を想定すると先ほども説明がありましたが、これほど地球温暖化が問題になってきているのですから彦根市が行っている分別、資源化を続けることが温暖化防止につながるというふうに思うのですが、もし(1)燃やすごみに含めるを選択するのであれば、広域化のマイナス面なのかなと思いますので見解を求めます。それと、新施設稼働開始後も分別資源化を行うかどうかは、現時点では未定であるとありますが、どうして現時点では決められないのか。先ほど、違うから来年話し合いをして決めると言われたのですが、どうして決められないのかなと思います。もう一つ基本計画案2-22ページ(4)資源ごみには、容器包装プラスチックおよび廃食用油は新施設においては焼却時の余熱を高効率で回収することが可能となるとともに、排ガス処理設備での高効率な有害物質除去が可能となることから、分別統一案①、案②では可燃ごみとして処理することとする、ただし、分別統一案③では資源ごみに含むこととすると書かれています。この書きぶりからすると、可燃物として処理する方向だと受け止められるのですが、見解を求めます。もしそうなら、住民と一緒に容器包装プラスチック

クを彦根市で資源化している努力が、燃やせばいいという意識に後退してしまうおそれがあると思うのですが、見解を求めます。

**○議長（安澤勝君）** 角井議員に申し上げます。ただ今のご発言の中で、発言通告にない部分もございますので、その部分は割愛して答弁をお願いしたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、答弁の方をお願いいたします。建設推進室長。

**○建設推進室長（杉山暢基君）** それでは、標題1の要旨についてお答えします。西清崎町の候補地が農業振興地域に指定されていることについては、基本計画案 4-7 ページでご説明させていただいております。また、候補地は、国定公園であり遺跡もある荒神山のふもとであることについては、遺跡や国定公園への影響の少ない整備を、関係機関との連携や住民の皆様のご意見をちょうだいしながら進めていくとともに、基本計画案 1-2 ページの理念2の基本方針にある周辺環境との調和を図り建物のデザインや色彩は、景観に十分に配慮したものとするに基づき施設の設計を進めていく予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、標題2の要旨についてお答えします。基本計画案 1-2 ページの理念3の資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設におい

て、各家庭から出たごみで再資源化が可能なごみのリサイクルを行うことや、ごみの焼却によって発生する熱のエネルギーを利用して発電などを行い、エネルギーとしてのリサイクルを積極的に行うこと、また、施設の省エネ化や太陽光など自然エネルギーも導入した環境にやさしい施設とすること、ごみの減量や地球温暖化防止などの環境問題について、住民のご理解を深めていただくための啓発拠点施設とすることなどを方針として定めております。この理念に基づき施設整備を進めていくこととなりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。また、廃プラスチック問題についてですが、我が国においては、国内で発生した廃プラスチックの大部分をアジア諸国へ輸出することで処理されてきましたが、近年のアジア諸国における輸入規制により行き場を失いつつあります。このことから国内での廃プラスチックの処理量は増えつつありますが、新たな輸出先を探すという視点だけでは対応が困難になることが予想され、今後、国内における廃プラスチック排出量の削減や代替品の開発が求められることとなります。こういった背景からも、各市町で来年度中に策定が予定されている一般廃棄物処理基本計画においては、容器包装プラスチックなど廃プラスチック類の処理について環境面、経済面や効率性を十分ご検討いただき、新ご

み処理施設稼働後の処理方法が定められることとなり、新ごみ処理施設における熱回収施設およびリサイクル施設は、各市町の基本計画に沿った処理方式となってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 答弁なんですけど、廃プラスチックが海外に輸出できなくなって国内で処分しないといけないということは、今の時点で燃やすか再資源化するか決まっていないうですけど、ひょっとしたら燃やすという方向もあり得るわけですよ。さっき言われたが、基本計画があつて来年どっちにするかというのを行政組合でも考えるということですか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 現在、彦根市では容器包装プラスチックを資源として分別回収しておられますけど、海洋プラスチック問題であったりといった廃プラスチックは処理方式を今後どうするのか議論していくことになると思います。各市町におきまして、彦根市の場合ですと、ごみの減量、資源化等の審議会がございまして住民様も含めた審議会となっておりますので、そういった中で彦根市として容器包装プラスチックを今後燃やすのか、分別するのかを決定されていくことになりまして、四町におかれましては、燃やすごみとして一旦集め

られまして、それを固形燃料化されますけどそうした形の収集を続けられるのか、今後各市町で基本計画を定める中で決めていただくこととなりますので、それに沿った処理方式を広域でも採用していくこととなりますので、統一が来年度に諮られるということになります。

○議長（安澤勝君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 今、彦根市がされてる再資源化それが、当たり前になるような方法で協議をしてほしいということで質問を終わります。

○議長（安澤勝君） 本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

2番 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） それでは、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画案について質疑を行います。要旨がいくつかございます。順次、質問いたします。

まず、基本計画案のはじめについてでございます。基本計画案のはじめにおいて、彦根愛知犬上広域行政組合を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と彦根市以外の四町が利用するリバーセンター（平成9年稼働）の2施設であるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっ



ていると述べているが、彦根市清掃センターについては18年前の平成13年にダイオキシン対策工事など大改修を行っており、また、リバーセンターは稼働してようやく22年が経過した程度である。このような経過年数であるのに施設の老朽化を理由に新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題と表現するのは、基本計画案として誤りではないかと思っております。これについてのご見解を伺います。

また、令和元年9月19日の管理者会において彦根市西清崎町を最終候補地として選定する運びとなったと述べ、以後、基本計画案において、頻繁に彦根市西清崎町との名称を使用しているが、彦根市内に西清崎町という町名が存在しないことは明白であります。このように市内に存在しない町名を使用することは基本計画案として誤りであると考え、見解を述べていただきたいと思います。

要旨2に移ります。施設の理念・基本方針についてでございますが、基本計画案の1-3ページに理念5として災害に強い施設とありますが、これには東日本大震災の経験に踏まえ、今後、鈴鹿西縁断層帯を震源とする地震等、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。あるいは、地震や水害により稼働不能とならぬよう、耐震化や燃料・資機材等の備蓄を考慮した災害に強い施設とすると災害に対する対応策ばかり

述べているが、ごみ処理施設そのものが災害に強くなければ理念として欠陥ではないか。そういう意味で新施設の理念として、浸水災害、土砂災害、軟弱地盤などの災害に対し強い立地条件の選択をトップに持ってくるべきではないかと考えます。そういう観点から、私はこの理念については欠陥があると思っておりますので見解を述べていただきたいと思います。

次に、内閣府は2018年2月9日、南海トラフ巨大地震が30年以内に発生する確率を70%から80%に上げたと発表しました。なぜ、これほど確率が高くなっている巨大地震について言及しないのか。理由を述べていただきたいと思います。これは、後ほど申しますが、鈴鹿西縁だけでなく巨大地震は液状化にも非常に関係してきます。なぜ、これほど確率の高い地震について言及していないのか。これは大変疑問がある点でございます。

次に要旨3計画条件の整理について移ります。基本計画案の2-1ページ、施設供用開始予定年度において、本組合では、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域循環型社会形成推進地域計画(平成28年12月1日変更)において、新施設の設計建設に係る事業期間を平成34年度から平成38年度とし、新ごみ処理施設供用開始年度を平成39年度としています。本計画案においても、新施設供用開始年度を平成39年度とすると述べています。

しかしながら、他の文章を引用する場合には、平成 39 年度などと記載することは許されると思いますけど、令和元年臨時会における議案の本文として、新施設供用開始年度を平成 39 年度と記載することは明らかな年号使用の誤りではないでしょうか。この問題は基本計画案全体にわたり指摘しておきたいのですが、まず、年号使用の誤りを認めるかどうか答弁していただきたいと思います。私は、率直にこの臨時会までに少なくとも正誤表ぐらいは準備をして我々に示され普通なら議員の承認もいるのですが、そういうことをおやりになるかと思ったのですが全然こういう指摘をしても年号の誤りを直されないということに大きな問題があるかと思えます。我々は令和の年代に生きているのにこんな議案を提出されること自体非常に問題だと思っております。それから、もう一つは、1 ページに令和元年 9 月 19 日の管理者会において彦根市西清崎町を最終候補地として選定することになったと、はっきり令和と年号を使っているわけです。もう一つ参照していただきたいのですが、4-13 ページの(4)排水においては、今後令和 12 年度を目途にと令和の年号を使用していながら平成という年号をまだ使っていると。年号の統一性がないことを指摘しておきたいので、これは非常に重要なことなのできっちり答弁していただきたいと思います。

次に、お尋ねしておきたいのは、令和という年号を使用すべきであることは議案として極めて初歩的なことなんです。ですから、管理者・副管理者・事務局は、この議案を決裁し提案するとき本当に皆さん基本構想をきちっと読んだのか、それについて大きな疑問を抱かざるを得ません。こんなの読んだらすぐにおかしいのに気が付くはずなんです。年号に何ら疑問を抱かなかったのか、これについて管理者あるいは事務局の方に答弁をしていただきたいと思います。

次に、基本計画案の 2-53 ページ、ここに炉数について書いてあるのですがここに非常に疑問をもっております。どうか、皆さんにおかれましては、よく考えていただきたいと思えます。炉数については、経済性、周辺環境との調和という観点から 2 炉とすると判断しているわけです。それに対して、もう一つのファクターとして、安定性と将来のごみ量減少への対応と書かれているわけです。なぜ、安定性と将来のごみ量減少を重視しないのか。これこそ、将来非常に重要な問題なんです。特に基本計画案の 1-2 ページに新施設の理念 1 では施設の安定性を重視し、と書いてあるのです。安定性を備えた技術導入を基本方針として設定とっているわけです。だから、この安定性を無視したような 2 炉という考え方は、理念 1 の方針に反しているのではないのでしょうか。どこ

にも経済性とかそういうことが書いていないのですよ。そういう意味で、安定性の方針に反していると考えます。併せて、現在の彦根市清掃センターは何炉のシステムであるのか答弁していただきたいと思います。

次に、現在の候補地において2炉と3炉ではどれだけ景観の調和に差があると考えているのですか。景観の調和で点数がずいぶん差がついているのです。そういう観点で、荒神山と宇曾川の間の農地において景観の調和にどれだけの差があるのか、それをきちっとお答えいただきたいと思います。もう一点、3炉と2炉とでは建設費および維持管理費についてどれだけ差がでてくるのか。資料に基づいて金額を具体的に示していただきたい。なぜ、私がこういう質問をするかというと、2炉と3炉で2炉という決定をしてしまって、2炉という前提で各企業にどれくらいかかるかという質問をしているわけです。本当は、2炉と3炉でどれだけ、建設費と維持管理で差が出てくるかを明確にすべきじゃないんですか。そういう観点から、是非ともどれだけの差が出てくるのか説明していただきたいと思います。

次は、基本計画案の2-64ページに施設整備基本構想における施設規模から変更となった理由という部分について、施設規模の変更理由は以下のとおりと書いてあって、①基本構想時の新施設稼働予定年度は平成26年度

であったが、本計画では平成39年度に変更となった。②基本構想時のごみ将来排出量推計値は平成13年度から平成17年度の実績値を基に算出しているが、本計画では平成24年度から平成28年度の実績を基に算出していると述べられている。つまり、平成26年度稼働予定のときには平成13年度から平成17年度の実績値に基づいているのに対し、平成39年度稼働予定のときには平成24年度から平成28年度の実績を基に算出しているわけです。そういう意味では、今回の実績については、2年も古い実績値に基づいて、ごみ排出量を推計しているわけです。このように、古い実績値に基づく将来推計は、相対的に信頼性がないということは、誰が考えても明らかなこととで、そういう意味で平成26年度稼働予定の場合に倣って実績値を平成26年度から平成30年度に変更すべきであると考えられるわけです。これは、単に年度の実績値が変わるだけではないんです。この実績値を基に、ごみの将来排出量を推計してそれによって施設の規模が決まってくるわけであって大変大きな問題なんです。そういう観点で、なぜ古いやつを実績値にしたのかを答えていただきたいと思います。

もう一つ聞いておきたいことは、こういう施設規模算定基準年度については、採用すべき実績値の時期とか期間について国は基準を示しているの

ではないかと思うのですが、それについてお答えいただきたいと思います。

次に要旨4ですが、処理方式の検討についてでございます。基本計画案の3-11、12ページの処理方式の比較において、理念4経済性に優れた施設の欄には、ストーカ式焼却方式については施設整備費などの金額が記載されているが、流動床式焼却方式・シャフト式ガス化溶解方式・流動床式ガス化溶解方式についてはメーカーヒアリングにて回答が得られなかったとの記載があるのみで施設整備費など総費用については全く記載がされておられません。総費用が示されていないような処理方式の比較が本当に比較といえるかどうか。私は、費用が明確でないようなものは、比較になるとは到底思えません。ストーカ式焼却方式を採用するとの結論そのものの正当性に強い疑問が生じます。ストーカ式については、8者も回答してきているのです。それなのに、他の3方式については、ゼロなんてことはあるのでしょうか。私は、最初からストーカ式に決めていて、ストーカ式が答えやすい設問ばかりをしていたのじゃないかなという邪推をしているんです。そういう意味で、回答が得られなかったという経緯および理由について詳細に答弁していただきたいと思います。

次に要旨5基本条件の整理についてです。基本計画案の4-2ページに地形、地質・地盤条件の地形条件におい

て建設候補地は、敷地の全域が浸水想定区域に指定されている。想定浸水深度は全域が2mから5m未満と大きく、敷地造成において盛土による浸水対策が必要である。と述べています。それでは、建設候補地に何メートルの盛土をするのか、どこから盛土を調達するのか、盛土の土量、立米数、立米単価および盛土の総費用を答弁されたい。この点については、私ら議員に対しては、何らかの資料をいただいているわけですが、これは非常に重要な問題であって、きちっと会議録として残しておきたいと思いますので、そういう観点から質問するわけです。詳細に答えていただきたいと思います。

次に4-2ページの敷地の北西側の6分の1程度が土砂災害危険箇所(土石流危険溪流)に指定されています。指定箇所を避けた施設配置が可能であり、影響は軽微と考えられると述べているわけです。ところが、基本計画案の8-3ページをご覧いただきたいのですが、ここには、施設配置・動線計画が書かれているわけです。ここの施設全体配置案①では、敷地北西側の山地の土砂崩れのおそれに対しては、熱回収施設が影響を受ける可能性があるかと述べています。これが影響軽微と言えるのでしょうか。明らかに矛盾しているんです。熱回収施設が影響を受ける可能性があるとはっきりと書いてあるのです。これについてのご見解を伺いたいと思います。

さらに、4-2 ページの図面では建設候補地の東北側にも急傾斜地崩壊危険箇所が存在しております。これについては、何ら危険性や対策について言及していません。敷地にかからなければ良しとする安易な考え方ではないでしょうか。まさに、河村議員もご指摘になっているのにですね、台風 19 号では、図面だけで物事が揺るがないということは、はっきりと我々に如実に示してもらったわけなんです。だから、こういう溪流になるような場所や、敷地にかからないからいいというような考え方は、誤りになるという考えはお持ちにならないのか。その点についてお伺いしたいと思います。

次に、この図面には至近距離に神社が 2 社あることが示されています。また、荒神山一帯には神社仏閣が多数存在し、山頂には県下第 2 位の規模を誇る古墳が存在するわけです。荒神山は、信仰と遺跡の聖なる山であると思えます。管理者および管理者会はこのような荒神山の特性を配慮して建設候補地として決定されたのかどうか、明確に答えていただきたいと思います。

次に基本計画案 4-3 ページに移ります。ここには、地質・地盤条件という項がございます。建設候補地は、敷地の北西側のごく一部を除くほとんどが沖積層であり、厚さは 10m から 15m と推定される。軟弱地盤ではあるが、軟弱地盤対策により支持力の確保

は可能であると述べております。ここで、厚さを 10m から 15m と推定した根拠は何でしょうか。これは、しっかりと説明されておかないと、後々大変なことになるということです。それと、荒神山の候補地付近の傾斜度を考えれば宇曾川まで傾斜しているわけです。そういう観点から考えれば、沖積層が斜面となって堆積し支持基盤の確保が困難であると推定すべきではないでしょうか。また、令和元年 9 月 20 日付けの施設建設費以外の整備に係る算定根拠資料において、地盤の沈下および液状化に対する具体的な軟弱地盤対策についても会議録として残しておいていただきたいので、敷地の沈下や軟弱地盤対策をきちっと説明してそれに対してどの程度防げるのか、軟弱地盤対策に要する総費用はどれくらいかについて説明していただきたいと思えます。

次に基本計画案の 4-14 ページ、ごみ搬入出車両の通行ルート条件という項目がございます。ここでは、新施設へのごみ搬入出車両の通行ルートは、建設候補地付近まで県道 2 号を通行するが県道 2 号から建設候補地までの具体的なアクセスルートは、今後検討すると述べているが、これは先ほども答弁されていましたが、組合が主催した意見交換会、議員に対する現地説明会では県道 2 号から建設候補地へ道路を新設し安食川および宇曾川に新しく架橋すると説明。さらに議

員に配布した建設費以外の整備費の建設候補地に関する架橋費を含む道路整備費 8 億 1,000 万円と矛盾するんです。橋を架けるといっておきながら、今回の基本計画案では、アクセスルートは今後検討すると言っています。これは、どういうことか、しっかりと説明いただきたいと思います。もう一つ、議員はもとより地域住民に対し橋を架けると説明されてきたわけです。これについて、方針変更をしているのに何ら説明しない理由を説明していただきたいと思います。

次に、道路整備および架橋が必要となる場合、その費用は彦根市が負担するのか広域行政組合が負担するのか明らかにしていただかないと、大変な問題になるわけです。なぜなら、彦根市が負担するならば、彦根市の議員も黙っていませんよ。広域行政組合で決めた場所なのに、なんで、橋を架ける費用を負担しないといけないのか。逆に言えば彦根市以外の町の皆さんだって自分達が負担するのであれば彦根市の橋なのになぜ町が負担しないといけないのか、こういう問題になるわけです。これは基本計画案で明確にしておいてもらわないと、彦根市と町の議員も迷ってしまうと思います。その点を明確にしていきたいと思います。

最後の要旨 6 に移ります。広域行政組合の議会運営についてお伺いしたいのですが、議会の運営は彦根市議会

の運営方式に従ってと聞いているのですが、今回、議会開催前に議案説明のための全員協議会が開催され議案の説明後、議案が配布されたんです。議案を議員全員が受取っているのですから、この議案を検討なり吟味しないといけないわけで、議案が一般に公開されるのが当然のことだと思います。ところが今回の全員協議会においては、管理者の要請だったと思うのですが、全員協議会後も臨時会当日までかん口令でだまっておいてくれと、異例の措置がとられたわけです。このような異例の措置は基本計画案 1-2 ページの情報公開を積極的に行うとの基本方針に反するのではないのでしょうか。地域住民も関心をもっているわけです。メディアも非常に関心をもっていたわけなんです。なぜ、このような措置を行ったかについて管理者として、説明していただきたいと思います。また、彦根市議会の会派においては会派選出の広域行政組合議員が非選出の会派議員と議案について協議さえできなかったようである。私も会派に属さない議員ですけど、こちらに選出されていない議員の方々にご意見を伺いたかったのですが、結局これについて、意見を聞くことができなかった。このようなことが、広域行政組合で常態化するのとはとてもないことなので、管理者としてどのように考えているのか答弁していただきたいと思います。

以上、大変多岐にわたりましたが、質問は以上でございます。

○議長（安澤勝君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後 5 時 22 分休憩〕

〔午後 5 時 35 分再開〕

---

○議長（安澤勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局の答弁を求めます。建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） それでは、要旨 1 の①についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、彦根市清掃センターにおきましては、平成 13 年に実施したダイオキシン対策工事から 18 年、リバーセンターは平成 9 年の竣工から 22 年が経過しております。通常、可燃ごみ処理施設は 20 年を期に大規模改修を行い、延命化対策を実施する必要があると思いますが、当圏域におきましては平成 20 年度に湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想を策定し、経済面、効率面での最適化を実現する方策として広域的なごみ処理体制の構築を目指し、平成 13 年度のダイオキシン対策工事から 20 年程度となる頃合いを目途に新ごみ処理施設の整備に取り組んできたところでございます。両施設ともに過酷な環境・使用状況であることから、通常よりも老朽化が早く進んでおり、修繕

費が増大しております。本来であれば予防保全的に修繕を行っていかねばなりません。特に緊急性を要する設備の修繕のみを行っている現状であり新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題であることは間違いなく考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、要旨 1 の②についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり建設候補地は正式には彦根市清崎町地先となりますが、ご承知のとおり清崎町には西清崎町自治会の他、東清崎町自治会、清崎ニュータウンなど複数の自治会がございますので、基本計画案の中では建設候補地の公募および今回の建設候補地再選定にご参加いただきました自治会の名称を用いており、建設候補地としましては自治会名で彦根市西清崎町と記載しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、要旨 2 の①についてお答えします。災害に強い立地条件につきましては、建設候補地選定の段階におきまして候補地選定結果報告書に示した多種多様な考え方に従い、浸水災害、土砂災害、軟弱地盤などの災害に対し強い立地条件かどうか、また、それらのリスクがある場合には、施設側で対応が可能かも含めて評価されており、いずれの候補地も施設整備が不可能となるような致命的な問題は見られなかったと講評されていると

ころです。基本計画案における理念・基本方針は整備運営する施設そのものの整備方針であり、建設候補地選定に当たっての立地条件などを示しているものではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

要旨2の②についてお答えします。滋賀県災害廃棄物処理計画では、南海トラフ巨大地震よりも鈴鹿西縁断層帯地震の方が本組合圏域一市四町での被害想定が大きいとされています。従いまして、基本計画案では、理念・基本方針や施設規模設定における災害廃棄物の考え方において、鈴鹿西縁断層帯地震について触れています。もちろん、南海トラフ巨大地震を含む大規模災害時にも継続稼働できる施設整備をしていく計画としておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、要旨3の①についてお答えします。年号のご指摘についてですが、新ごみ処理施設整備基本計画案の表紙にも記載がありますとおり、本基本計画案は彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において建設候補地として愛荘町竹原区を想定した上で検討いただいた平成30年8月21日時点での基本計画案を基に修正しているものでございます。新元号で記載することも協議しましたが、修正箇所につきましては候補地が竹原区から西清崎町に変更されることで生じる位置図や施設配

置案、法規制の基準などが大きな変更部分となるものであり、また供用開始年度などの表記につきましては、当初より施設整備基本設計の段階で各市町の最新のごみ排出量データを基に見直しを予定しており、基本計画案では施設規模について修正しないものとしたことから、当初の年号表記のまま残した方が分かり易いという判断に至り、あえて平成で表記したものでございますので単に年号の使用誤りではございません。また、4-13ページの(4)排水の部分につきましては、候補地西清崎町付近の排水に関する内容であり今回の変更部分でございますので、年号に関する記載は令和で表記しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に要旨3の②についてお答えします。今ほど回答させていただきました内容を踏まえた上で、決裁させていただいたものでございます。

続きまして、要旨3の③についてお答えします。基本計画案の2-53ページにございます炉数の比較につきましては、安定性や将来のごみ量減少への対応を重視されなかったわけではございません。施設整備基本計画検討委員会では、3炉の方が常に予備炉がある状況で運転できたり、将来的にごみ量が減少した時に負荷率を合わせたりしやすいという意味で比較すれば有利であるとされておりますが、2炉構成でも技術導入により安定性を



維持できること、将来のごみ量減少への対応は可能であると一定の評価がされており、理念・基本方針と相反するものではなく、そのことよりも経済性、周辺環境との調和という観点から2炉としたものでございます。また、理念・基本方針で記載している安定性は、処理技術そのものの安定性であり、操炉計画も含めた安定性までに言及しているものではございません。また、現在の彦根市清掃センター焼却施設は、バッチ運転式1日8時間稼働の1炉1日当たり30トンの3炉で合計1日当たり90トンです。今回計画している新ごみ処理施設は全連続運転式1日24時間稼働であるため、単純に炉数を比較できるものではないと考えております。

続きまして、要旨3の④についてお答えします。景観の調和についてでございますが、2炉構成と3炉構成では、3炉構成の方が1系列当たりの規模が小さくなるため単純に1.5倍というわけではありませんが、付属する機器の数は1.5倍となり、それらを納める建屋もその分大きく幅の広い施設となり、建築面積が大きくなります。よって、炉数については、景観への影響を少しでも小さく抑えられる2炉の方が評価が高くなっているものでございます。

続きまして、要旨3の⑤についてお答えします。基本計画案に記載のとおり、メーカーヒアリングにおいて3炉構

成とした場合、プラント機器が1炉分増えるため、建屋が大きくなり、全体的に建設費は10%から30%の増加との回答でした。10%から30%の増加は約14億円から約41億円に相当いたします。

続きまして、要旨3の⑥についてお答えします。ご指摘の採用している実績年度につきましては、平成20年5月に策定されました施設整備基本構想では、最新の実績値が平成17年度であり策定年度に対して3年前のもの、今臨時会に議案として上程させていただいております基本計画案では、最新の実績値が平成28年度であり現在に対して3年前のものとなっております。議員ご指摘のとおり、施設規模を決定するに当たっては、将来推計の信頼性が高くなるよう最新の実績値をもって行われるべきであると考えておりますので、先の答弁でも申しましたとおり、今後各市町が予定している一般廃棄物処理基本計画の改定に併せ、改めて最新実績値を反映したごみ量の推計を行い、施設整備基本設計において反映を行いたいと思っておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、要旨3の⑦についてお答えします。施設規模算定基準年度の採用すべき実績値の時期や期間についてですが、一般廃棄物処理基本計画策定指針においては、ごみ処理の実績整理は過去5年間以上の実績を把握・

整理することが適当、ごみ量の将来推計は過去の実績から1人1日当たりの発生量を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等が考えられるとの記載がありますので、規模算定にあたっての推計根拠が明確である必要はありますが、いつ時点の数値を基に推計しなければならないという基準はございません。

続きまして要旨4についてお答えします。プラントメーカーのヒアリング先の選定や考え方については基本計画案9-4ページにお示しさせていただいておりますが、ヒアリングではストーカー式焼却方式に対応可能なプラントメーカーだけでなく、流動床式焼却方式、シャフト式ガス化熔融方式、流動床式ガス化熔融方式に対応可能なプラントメーカーなど、条件に合致する全てのプラントメーカーに依頼を行ったところです。そういった中でストーカー式焼却方式のみに8者から回答があり、他の方式の回答は無かったということです。回答が得られなかった理由としては、ヒアリング先のプラントメーカーにおいて流動床式焼却方式・シャフト式ガス化熔融方式・流動床ガス化熔融方式での参加意向がないためと考えられ、これらの処理方式については採用できる可能性が低いと判断されたものでございます。

続いて要旨5の①についてお答え

します。具体的な盛土の高さは、基本計画案をお認めいただいた後、委託を予定している施設整備基本設計において詳細に検討する予定です。土量や調達先、単価などについても今後、詳細に検討させていただく予定でございますが、選定結果報告書における候補地西清崎町での造成費には、盛土を2mとし土量については、候補地敷地面積に2mをかけた数値を改めて10万 $\text{m}^3$ 、1 $\text{m}^3$ あたりの土の単価を3,000円とし、盛土の総経費として3億円が含まれております。

続いて要旨5の②についてお答えします。基本計画案4-2ページで土石流危険渓流の網掛けがかかっているエリアを避けて、8-3ページの配置案では熱回収施設を配置しています。敷地全体を嵩上げしていることや、熱回収施設をランプウェー方式とすることによっても、土石流の影響が施設におよびにくい計画としています。そういった意味で、指定箇所を避けた配置が可能であり、影響が軽微と考えられるとしているところでございます。

続いて要旨5の③についてお答えします。議員ご指摘の急傾斜地崩壊危険箇所については、敷地外であるため具体的な対策が困難と考えております。ただし、敷地全体を嵩上げしていることや、熱回収施設をランプウェー方式とすることによっても、崩壊した土砂の影響が施設におよびにくい計画としているところでございます。

で、ご理解をお願いします。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 続いて要旨5の④についてお答えします。議員ご指摘の荒神山の特性については承知しております。しかし一方で、今回公募により候補地の立候補を募るに当たっては、近隣に神社仏閣があることや遺跡がある地域を選定しないという条件は設けてはおりません。そこまで厳しい条件を設けてしまうと立候補が得られなくなるおそれがあったためです。当組合としては、新しいごみ処理施設の建設により荒神山の神聖性が失われるものではないと考えておりますが、可能な限り景観への影響の少ない施設の配置やデザインとする等、地域の皆様に愛され親しまれている荒神山に対して十分配慮した上で、事業を進めていくことが重要と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 続いて要旨5の⑤についてお答えします。沖積層の厚さを10mから15mと推定している根拠については、滋賀県地域防災計画の23ページに掲載されている沖積層等厚線図において、候補地付近に10mの等厚線と15mの等厚線が認められたためです。この等厚線図において、候補地付近は等厚線が密集しているわけではありませんが、荒神山があることを考えれば、堆積している

層の下面が傾斜している可能性はあります。しかしながら、支持基盤が傾斜していても、建物全体を支える基礎として杭を使うことから、滑りが生じるものではございません。また、建物以外の道路部分などについての軟弱地盤対策が必要となりますが、基本計画案をお認めいただいた後に委託を予定している地質調査を行った上で、適切な軟弱地盤対策を今後の施設整備基本設計の中で検討していくこととなりますが、候補地西清崎町での地質調査結果が存在しない現状におきましては、平成20年に候補地とされた石寺町地先での地質調査を基に作成された調査報告書では、軟弱地盤対策として圧密沈下が検討されており、残留沈下量が0cmとなるよう余盛量を設定して計画されていたことを参考にし、圧密沈下による地盤改良費を試算しており、その額は4億円となっております。

続いて要旨5の⑥についてお答えします。県道2号からのアクセスルートについては、当組合が主催した意見交換会においては、県道2号から建設候補地へ道路を新設し安食川及び宇曾川に新しく架橋するというルート案を考えているということで説明させていただいたものであり、方針を変更したということではございません。意見交換会でお示ししたアクセスルートについては、当組合として処理施設へのアクセスルートとして通学路

との関係や利便性などの点から最も適していると判断しているところではございますが、現時点で決定したのではなく、今後各関係者と詳細に検討した上で決定すべきものであるため、基本計画案においては、今後検討すると記載させていただいているところではございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続いて要旨5の⑦についてお答えします。費用負担については、当組合として整備を考えております宇曾川と安食川に架橋を必要とするルート案となれば、当組合負担になると考えておりますが、基本計画案をお認めいただいた後、具体的な道路整備方法とともに今後彦根市と協議していく予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長（中江淳展君）

要旨6①についてお答えします。広域行政組合の議会運営につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則または同規則に定めるもののほか必要な事項については、彦根市議会会議規則の例により議会運営を行っているところでございます。今回、臨時会に上程しました議案につきましては、新ごみ処理施設整備基本計画を定めるものであり、基本計画案には一つに選定した建設候補地が記載されておりますことから、前回の建設候補地の発表方法やその後の組合議会

での議論を踏まえ、議案第8号においては、今臨時会における審議、議決を得た上で公表するものです。なお、今回の取扱いにつきましては、議長と協議し議会運営代表者会議で諮った上で、議会議決前に混乱が生じないように、今臨時会において審議、議決されるまで口外しないように議長から各議員に対し要請いただいたものであり、今後も決定した事項等につきましては、積極的に情報公開してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 要旨6②についてお答えいたします。議員ご指摘の彦根市議会の状況は、お聞きしておりませんが、このような情報は会派内で共有していただくものであると考えております。今回の対応につきましては、今ほど議会事務局次長がお答えしたとおりでございますので、ご理解願います。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） まず要旨1の①ですけれども、これについて私が申し上げたいのは、先ほども20年で改修する必要があるとか、おっしゃいましたけど、それなら200億円もかかる大事業についてなぜそういうことまできっちりお書きにならないのか。ただ単に老朽化した理由だけで大事業を進めるのか、そこが問題なんです。なぜその点を明記されないのですか。他

では、いろんなこともおっしゃっているんですよ。例えば、リバーセンターについてはいろいろ問題があるとか言っているながら、ここでは単に老朽化だけしか言っておられないのは、やっぱりこれから地域住民が莫大な金を負担しなきゃならんわけですよ。もう少しきっちり説明すべきではないかということをお願いしたいです。そういう点で私は今回の基本計画案で、はじめにのところが、あまりにも簡略すぎて地域住民に対して説得力がないと考えるんです。訂正されませんか。

次に2番目です。先ほど西清崎町については、自治会の名前を言ったとおっしゃいましたが、この四つの候補地の中で郵便番号がないのが西清崎町なんですよ。ですから、清崎町地先とか、あるいは清崎町西清崎地区とかおっしゃるなら分かるんですが、今後この基本計画案が交付金を貰うために国にもいくわけですよ。そういうことまできっちりと考えて、こういう表記は間違っていると私は思いますんで、いかがでしょうか。私自身、市民から西清崎ってどこなんやと聞かれて本当に困ってしまったんです。それで一生懸命住宅地図で調べても、西清崎という地名は全然どこにも見えないわけです。そういう観点から、いかがですかね。やっぱりこういう表記はきちっと改めるべきではないですか。議案としてきちっと改めるべきだと私は思います。

次に施設の理念・基本方針つまり要旨2の①に移りますけど、4か所について致命的なものではないということをしきりにおっしゃっているんですよ。しかし、今回の西清崎について致命的ではないかどうかよりも、台風19号が目の前で大変な災害を起こしているわけですよ。荒神山の傾斜面でしかも前に宇曾川をひかえているというところがですね大丈夫だというふうにおっしゃること自体がおかしと思います。だから理念としては、やっぱり浸水災害・土砂災害・軟弱地盤こういう災害に対して強いところであると、そういうことをきちっとうたうべきではなかったか、そう考えるんですよ。その点について、もう一回答弁してください。まるで4か所とも致命的でないからいいんだという考え方じゃなくて、そういう立地条件を十分に考えるということが理念として入っていないと問題だと私は思います。

さて次に、南海トラフのことについて申し上げますけど、なんだか今おっしゃったのが災害廃棄物に関するようなことをおっしゃいましたね。いかにも廃棄物の対策として大変だとおっしゃっているわけですが、実際確率として鈴鹿西縁断層帯ですね。確率がそんなに高いんですか、私はそれを明確に聞いておきたいと思います。それともう一点は、この南海トラフみたいな大きな災害のときは液状化現象というのが、非常に重要になってくるん

ですよ。特に沖積層のときには、やっぱり液状化のことも考えておかないかんわけです。これは軟弱地盤対策で大丈夫とおっしゃるけど、そんな大丈夫という問題じゃなくて、なぜこういうところを選ぶのかということをしつかりと説明しておいてもらいたいと思います。

次に、年号の問題ですけど、先ほどから申し上げておりますように、令和という年号を使ってみたり、あるいは平成というのを使ってみたり、ごちゃごちゃなんです。そういうふうにおっしゃるので例をあげますと、この基本計画案の 9-3 ページを見ていただきたいんですけど、この上から 2 行目のところに平成 39 年から 58 年度、20 年間と書いてあるんですよ。どうしてこんな先のことを平成という年号をお使いになるんですか。やっぱりきちっと令和に書き直すべきじゃないんですか。我々は今、令和の時代に生きているわけなんですよ。しかもこの基本計画案は令和の臨時会でやっているわけですから。なぜ、これを直さないんですか。私が申し上げますのは、どうも誤解があるようなんです。上げるときですけど、これは議案なんです。議案として提案された以上、もしこれが可決されればこの記号はこれで固まってしまうわけです。これから交付金を貰うためとか、あるいは起債するためにこれを出さなきゃならんわけですよ。その時に、なんていう情けな

い、執行部なり議会なんだと。もうすでに令和になっているのに、こんなこと書いているんだと。これだけで信用を失ってしまうわけなんです。どうして訂正しないのか。それをしっかりと表明していただきたい。これは管理者や副管理者の問題だと思うんですよ。やっぱりトップが決裁しているわけですから。なぜこれを直さないのか。これくらいのこと明確にしておいてください。それと先ほど申し上げましたように、令和を使ってみたり平成を使ってみたり、こんないい加減な議案を我々が、はい、そうですかと言って、可決したら議会も恥になってしまうんですよ。そういう意味できちっと直すべきじゃないですか。さて、それから先ほど管理者としては疑問を抱かなかつたみたいなことおっしゃっているけど、本当にちゃんとお読みになったのですか。読んだ上でなんで令和があつたり平成があつたり、それはおかしいなと思うのは誰だって当たり前のことなんですよ。読んでないんじゃないかと私は思いますけど、はっきり読んだと言ってください。読んだ上で、疑問を持たなかつたなら分かるけど、読んでないんじゃないのかと思うんです。事務局長もそうじゃないんですか。

さて、次に炉数の問題に入ります。この炉数の問題は、私は一番重要だと思っているんです。なぜなら、先ほどはバッチ方式で彦根市の炉は 8 時間

だと。それだから3炉でやっているとおっしゃったけど、逆なんですよ。これからは、24時間稼働するわけです。24時間稼働すれば、まさに過酷な条件で炉に働いてもらわないとならんわけです。その時に、2炉であるか3炉であるかで全然違って来るんです。まさに安定性の問題なんです。しかも、安定性の問題と同時に将来のごみ量減少への対応ということも、2炉よりも3炉の方がやり易いことは間違いないわけなんです。皆さんは、ごみ減量化を一生懸命おっしゃっているんじゃないですか。現に徐々に減量化しているわけなんですよ。それならば、やはりそれに対応できるように、きちんと3炉体制にするべきじゃないですか。先ほど、3炉にすれば10%ないし30%増えると聞きましたと申し上げましたね。誰からそれを聞いたんですか。それを明確にしてください。確かに10%、30%この基本計画案の中に書いてあるんですよ。ただ、誰から聞いたかという、それに責任を持ってもらわないかんわけなんですよね。その点きちんと聞いておきたいと思います。

それから、先ほど最新のデータでやらなきゃいかん。それはいずれやるということなんですけど、現にもう平成30年度のデータも出ているのに、なぜそれを使わないか。それが最新のデータではないのかということをおは言いたいんです。確かに、国の基準にはそ

ういうものがないかもしれないけど、我々議会として最新のデータで排出量を明確にして、それに基づいてこの施設の規模を決めるというのが当たり前なことなんで、それについて、もう一回きっちりこれからやるんじゃないかと、なぜ30年度を基準としてやらないのかということについてお答えいただきたいと思います。

それから、要旨4ですけども、処理方式の検討です。これについては、メーカーヒアリングにて回答を得られなかった理由を詳細にとり上げたけれど、全然詳細ではなかったわけです。一体それでは、どういうメーカーにヒアリングをされたのか。いつからいつまでの間に回答してくれと期間が書いてあるんです。私は行政の悪いところをよく知っているんですよ。予め方式を決めておいたら、そういう方式の会社には事前にしゃべってしまうんですよ。こういうことで問合せしますからと。そして、採用する気がないところには、いきなりヒアリングの書面がくるわけなんですよ。そうしたら、いきなり対応できない。結局ストーカー方式は8者出てくるが、他の3方式は何も出てこないんですよ。ですから、私は行政が既にそういう考えでおったんじゃないかと厳しく追及したいんです。いかがですか。どんな企業でも必死になって自分らの方式を採用してもらおうと一生懸命なんです。一生懸命なのにゼロ者なんて、そんなばかな話あ

りますか。やっぱりこういう方式で建設した場合は、これから20年30年維持管理で、ある意味ではおいしい汁が吸えるという言い方は悪いけど、まさにそれによって企業としては生きていけるわけなんです。それなのにゼロ者なんていうことがあり得ますか。もう一回きっちり、なぜかという説明をしてください。また、本当にヒアリングに回答がなかったなら、なぜ回答しなかったのかを聞くはずですよ。彦根市も何回も入札に失敗しているので、その度に、なぜ回答しなかったのかを調査しているんですよ。だったら調査したんですか。それを一度聞きたいんです。なぜ回答しなかったかを調査しなかったんですか。

さて、今度は要旨5の基本条件の整理について移ります。これについては、盛土をすると。それも2mということ、10万 $\text{m}^3$ ですか。単価3,000円で3億円というような話をされました。それはそれでいいんですが、いったいこの2mというのは、2m以上5m未満も結構あるわけですし、そうすると盛土すべき平均をとっておられるんですか。とった上で、そうおっしゃるなら分からないでもないけれど、2mという単純な設定のもとに立米数を計算されたんだったら、大変な計算間違いが出てくるんじゃないかと思えます。それと、土砂災害危険個所の問題です。しきりにランプウェイとおっしゃいますけど、ランプウェイの入口の

ところに土砂が詰まってしまったら入れなくなるわけなんです。そんなことは基本的な話であって、本当に危険箇所を避けた配置が可能なんですか。今回の台風19号のように想定外に土手が決壊したりしているわけです。ここに土石流危険渓流と書いてあるんです。渓流というのは水が流れるということですよ。だから大雨が降ったときにここが渓流となって土石流が上から流れ込んできたなら、この熱回収施設が埋まってしまう可能性があるわけなんです。なぜ、これが地質的に問題じゃないんですか。そういう意味で地質的でないとおっしゃるなら、それでいいです。それともう一点が、東北側にも急傾斜地崩壊危険箇所があるわけなんです。だから、これだって想定外の雨が降ることになったら、崩れてくることは確実です。そういう観点から、全然それについて触れてないのはおかしいんじゃないですか。そういう意味で、私は改めて聞いておきたいのですが、一体、この基本条件の整理という文章を書いたのは誰だということを知りたいんですよ。やっぱり責任の所在を明確にしておかないといかんわけです。そういう観点で、やっぱりその点も明確にしておいていただきたいと思えます。

次に、先ほど管理者が答弁されたんですけども、至近距離の神社2社のご意見をお聞きになったんですか。まるで神社は別に抗議する必要がないか



のようなことを先ほどおっしゃったんですが、管理者自身一定の宗教を信じておられるじゃないですか。やっぱり大切だと思わないんですか。こんな目の前に神社が2社あるのに、目の前にこのようなものを持ってこようとするのがですよ。ちゃんと説明に行くというのは当然じゃないんですか。その辺のことについて、どれだけ配慮したかということを知りたいのですよ。どれだけ配慮したんですか。これから配慮するとおっしゃっているけど、これから何を配慮されるんですか。そこが重要なんです。

さて、次に沖積層の問題についてお尋ねします。これは厚さが10mないし15mと推定されるということで、先ほど推定する根拠についておっしゃいました。これがずっと10mないし15mなら別に問題ないんだけど、結局荒神山から宇曾川のところまで、ずっと斜面が続いていることは間違いありませんよ。まさか突然、川のところで平坦だなんてとても考えられない。当然、川まで連なっている。それで、建物ならば杭を打てば大丈夫とおっしゃっているけど、逆にそれよりも問題なのが敷地全体がどうなのかということなんです。例えば厚さが10mないし15mと推定されたところでは10%という仮定をしていますけど10%なら1mなり1.5mですね。やっぱり下がってくるんですよ。これは1mないし1.5m圧密沈下することはするんで

すよ。そうしますと、さっきおっしゃっていた単なる盛土だけでは済まないということが分かるでしょう。それに対して軟弱地盤対策だったら4億円という話をされましたけど、そんなことで済むんですか。そういう計算がおかしいと思っているんです。もしこれが20%沈下したら2mないし3m下がってしまうんです。なぜ、こんなところをお選びになるか私は分かりません。そこで質問しておきたいのですが、先ほどから圧密沈下は4億円とおっしゃっているけど、そんなところで済むと考えているのか。それは、これから調べるということですが、そうしますと、これから調べてさらに下がった場合に改めてこの場所がいかかわるのか検討するんですか。そこが問題なんです。どんどん費用が嵩んでいくんですよ。現に石寺町の候補地もそれだったんです。あそこは本当にひどくて10m、15mじゃなかったんです。30m、40m下がってしまったんです。ここでやるという考え方をするのかどうかということですが、それについてお答えいただきたいと思います。

それから、ごみ搬入出車両の通行ルートの問題ですけども、これは断定的にいるみたいなことをおっしゃっていたけど、そうじゃないでしょ。意見交換会でも橋を架けるとおっしゃっていましたよ。また、私らが現地説明会で行ったときも橋を架けるとおっしゃっていた。しかも、先ほど申し上げ

げたように、建設費以外の整備費では、はっきりと金額的に出ているわけなんですよ。それでいながら、これは方針でこれから検討しますなんて、こんなことでは基本計画と我々に対して説明していたことと違うじゃないですか。これは地域住民の方も、そういうふうに聞いておられるんですよ。西清崎町の方々でも東側に出入口ができるか南側に出入口ができるかで受ける影響が全然違ってくるわけなんです。その中で、あくまで橋を架けるみたいなことを言っておられたわけですから、地元に対する背信行為じゃないかと私は思います。こういう基本計画案を出しましたということ、我々議員よりも地元にもまず説明すべきじゃないですか。そこが私は非常に問題があると思います。先ほど、はっきりと地元地域住民に対し方針変更を何ら説明しない理由を説明されたいと言ったけども、これは方針変更じゃないとおっしゃいました。しかし今までの経過からいったら、はっきりとした基本計画案としての方針変更ですよ。だからこの件についてお答えいただきたいと思います。

それともう一点。これは非常に重要な答えだったんですが、橋を架ける場合その費用は彦根市か広域行政組合つまり四町の皆さんも負担するのということ、これは当組合の負担となるとお答えになりました。今後検討するみたいなことをおっしゃいまし

たけど、これによって四町の皆さんも彦根市の橋なのに、なぜ自分が負担しないといけないのかと思われるかもしれません。逆に彦根市が負担するなら、なぜ彦根市がみな負担しないといけないのかと思うわけです。もう一度、確実にお答えいただきたいです。これは一市四町が負担するんですか。彦根市が負担するんですか。これを明確に答えていただきたいと思います。

最後にこの議会運営の問題ですけど、何だか管理者がおかしな答弁されたんですけど、事務局のお答えで非公開としないと混乱が生じるとおっしゃったんですよ。一体どういう混乱が生じるのか。これをはっきりとお答えいただきたいと思います。

それともう一点、管理者のお答えでは会派内で話合うのはかまわないみたいなことをおっしゃったけど、そうじゃないでしょう。はっきりと我々に対して黙っていてくれとおっしゃったわけですから、それは会派内であろうと会派外であろうと全然変わらないと私は思います。なぜそういう説明をされなかったんですか。管理者としてどうなんですか。以上です。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） たくさんの質問のお答えをさせていただきます。

はじめににおいて先ほど答弁申し上げたとおり、現有施設の老朽化は確実にしているものと考えております

ので、この記載しているもので考えております。

西清崎町につきましては、自治会で応募いただいておりますので、その自治会名で今回進めておりますので、こちらで対応していきたいと考えております。

西清崎町が四つの候補地で建設ができない致命的なところがないということですが、選定結果報告書の中ではそのように評価をいただいております、基本計画案については、どういった施設を建設していくかというところを取りまとめて策定しているものですので、この建設候補地が適切かどうかといった内容の表記をしておらず施設の整備に関する計画となっておりますので、その旨、ご理解いただきたいと思います。

年号の表記に関しては、こちらも当初から施設の規模については最新のデータを用いて見直しをかけることを予定しており、令和元年のデータを用いて基本設計には反映させていきたいと考えております。

地震のことですが、南海トラフの発生の確率よりこの圏域でごみ量が発生する量と、どちらがよりこの辺りで影響があるかというところが問題視されており、それが鈴鹿西縁断層での地震の方が災害廃棄物の発生量が多いことからそのような形で計画の中に入れていただいております。

炉数につきましては、こちらもコン

サルからプラントメーカーに対しての調べからデータを得ているものでございますけど、10%から30%の増加ということについてもプラントメーカーに確認しているものでございまして、どういったプラントメーカーにヒアリングをしたかというご質問もございましたが、先の答弁でもストーカ式の処理方式だけを建設しているものではなくて、他の流動床式であったりガス化溶解方式も建設が可能なプラントメーカーにも数社ですけどもヒアリングを実施しております、そういったところについてもストーカ式のものしか回答が得られなかったということでございます。

搬入ルートにつきましても、あくまで住民説明会やこの前も説明している中では予定をしているというようなかたちでご説明をさせていただいております、今後、場所がここに決まりましたら、それから地元の周辺の自治会、住民の皆様や彦根市と協議を進めた中で検討してまいりたいと考えております。ですので、こちらが最も適していると選定結果報告書でも案として出ておりましたルートについて仮に整備を進めていくというような決議に至った場合は、選定結果報告書でもうたわれていることでございますので、一市四町での負担というふうには考えておりますけど、これからの協議において変わってくる部分があれば、そこは彦根市との協議でど

こまで負担していくかというところについて協議していくことになるのかと考えております。

盛土であったり災害のリスクについては、今後、施設整備基本設計をしていくに当たって、それまでに地質調査であったり地形測量といったところをしていく中で、盛土の高さ2mというのは概算でございますので、どこまでのところをしていくかというところであったり、土砂崩れの影響があるところについても現在は盛土をすることによって影響はないものというふうに考えておりますが、その辺りもリスクマネジメントという観点から彦根市と協議をしながら調査結果をもって判断していくことになるかと考えておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 私からは、元号についてはご説明申し上げましたが、改めてお尋ねでございましたので、お答え申し上げたいと思いますが、基本計画案につきましては読ませていただいておりますが、ご説明をさせていただきますとおりに、元号についてはこれまでに決まっているものについては変更しないということで進んでおりますのでご理解をお願いしたいと思います。

荒神山の神社についてお尋ねでございますけれども、今回この条例案を

お認めいただきましたならば、先ほどお答え申し上げましたとおりに、その地域の特性あるいは景観等々に十分配慮したかたちで地域の皆様に親しまれるものにするために、ご説明申し上げてご理解を得ていきたいと考えております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 答弁もれがあると思います。きちっとお答えください。

○議長（安澤勝君） 例えば、3炉の運用を獅山議員は求めておられましたけども、それについての再質問のお答えはありませんでしたし、最新のデータで規模を決めるに当たって、平成30年を基準にしないのかというような質問もございましたし、橋を架ける場合の負担を再度明確にというような質問もあり、いくつか答弁漏れがあろうかと思えます。

獅山議員、答弁漏れの指摘をお願いします。

○2番（獅山向洋君） 今、現在も議事は進行中なんですか。

○議長（安澤勝君） はい。議事は進行中です。

○2番（獅山向洋君） 進行中で答弁漏れを指摘するのも何か妙ですな。

○議長（安澤勝君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後6時34分休憩〕

〔午後 6 時 40 分再開〕

○議長（安澤勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。執行部の答弁をお願いします。

建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほど申しましたが、はじめにであったり、西清崎町の変更であったり、元号の不一致というところについて、変更は考えておりません。

炉数につきましては、コンサルの方で助言をいただいて安定性・ごみ減量のしやすさというような点から、3炉の方がごみの減量に対しての対策というのは可能ということでご説明はさせていただきましたが、2炉でもその部分は技術的な導入で可能な部分ですので、それよりも費用として安く、10%から 30%の建設費が1炉ごとに増加するというところでございますので2炉を採用しているというところでございます。

最新データについては、先ほどお答えしましたが、来年、令和2年に施設の一般廃棄物処理基本計画を検討される際には、令和元年のデータで評価されますので、それに合わせて基本設計の方には反映させていただきたいと考えております。

ランプウェイ方式で、入口に土砂がということでございましたが、そのあたりの配置についての影響は今後検

討させていただくというかたちになってまいります。

地盤沈下であったり、浸水の被害想定というところにつきましては、今後、地質調査であったり地形測量を進めていく中で改めて見直しをかけていくというところになってまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

通行ルートの方の費用の負担につきましては、これも先ほど申しましたが選定委員会で検討されておりました施設ルートを採用ということになりましたら、その部分については広域での負担というふうには考えておりますが、今後の協議によってどちらのルートになるかというところは彦根市と協議をしながら、また負担を一市四町にするのかどうか、というところについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（安澤勝君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長（中江淳展君） 失礼いたします。6の1の再質問に対してお答えいたします。議員がどういった混乱が生ずるのかというご質問でございましたが、前回の建設候補地発表以降の経過を踏まえまして、あらゆる意味で混乱が生じないように慎重な議会でのご議決をいただくまで慎重な取扱いというのを要請いただいたというところでございますのでご理解よろしくお願いたします。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 再々質問いた

します。先ほど申し上げたように、なぜ、新しい施設が必要かということは、まさに一丁目一番地の問題なんです。単に老朽化が進んでいるからなんて、そんな僅か一行で済ましてしまうことが200億円もかかる大事業についてあまりにも簡略すぎる。これは基本計画案の欠陥だと私は思っております。その点について欠陥でないとおっしゃるなら、本当に老朽化だけが理由なのか。それだけは答えといていただきたい。我々も、やっぱり地域住民に説明をせんなんのですよ。200億もかけてなんでだと。例えば、10年後に老朽化するから、今からやろうとしているんでとか、そういう意味なら分かるんですけど、今、老朽化しているというのは明らかに間違っていると思うので、もう一回明確に答えていただきたいと思います。

それから西清崎町の問題ですけど、何回も申し上げておりますけど、これから国とか県とかにお話をしていけないかんわけです。その時に、これは元号の問題も重なりますけども、ここで議案として議決したときは、皆さんもご承知のとおり、議長から執行部の方にこういうことで可決されましたという議案と一緒に行われるわけです。ですから、これで固まってしまうわけなんですよ。そのときに、今度は国やらそういうところにいったときに、この西清崎町はどこですかとか、郵便番号は何番ですかとか聞かれた

ときに、慌てふためくというようなそんな恥ずかしいことを、この組合としてしてほしくないから言っているんです。いかがですか、そういうことまで考えておられますか。その点だけ聞いておきたい。自治会名の名称なら、自治会名とかそういうことをきちっと書くべきじゃないんですか。それを、おやりにならないから私は何をしているんだということを言いたいんですよ。

それから、先ほど理念のことについてお話しましたが、なんだか理念まで全て検討委員会の報告書に任せているように聞こえているんですよ。一体、何でもかんでも委員会に任せておいていいんですか。これだけ地球温暖化で災害が多く起きている。これならば施設そのものの立地条件をまず理念の第一として考えようと、お考えになるのが執行部の皆さんのことじゃないんですか。その点で、そんなこと考える必要はないんだとおっしゃるなら、ちゃんとそういうふうに言っておいていただきたい。これは、我々も将来に対して責任を負っているわけですからね。

それともう一点、先ほどから南海トラフの問題について、ごみ量をしきりに言っておられるわけですけど、私はごみ量のことを言っているんじゃないんです。むしろ施設全体として、大きな地震が起きたときに大丈夫かということを考えなきゃいかん。場合に

よっては、当然いろいろなことが起きるかもしれません。例えば地震で石が落ちてくるかもしれないのですよ。そういうときに、この施設は大丈夫かとか、そういうことまで考えておかないかんわけですね。ごみ量の問題について私は聞いておりません。だから理念の問題として、もう一回きちっとお答えいただきたい。

それからもう一点、元号については変えないとおっしゃるんですから、先ほど申し上げましたように、これは議題なんです。議題として固まってしまったら変えられなくなるんですよ。なんという管理者・副管理者あるいは事務局、こんなことも分からんとやってしまったんかと。あるいは議会で散々文句言ってる一議員もおったけれど、議会はこんなことさえ考えてなかったんかと。これが問題なんですよ。いかがですか。これは、国や県に当然議決としていくわけですよ。基本計画として。そんな恥ずかしい基本計画を作っているんですか。もう一回、管理者の責任で答えていただきたいんですよ。変えないじゃないんですよ。恥ずかしくないんですかと聞いているんです。基本計画案の中で、一方では令和と言っているながら、一方では平成なんて言っていること自体がおかしいと思わないんですか。その点だけもう一回聞いておきたいです。

それから、炉数の問題ですが、これは非常に重要なことなんでね。これか

ら地球温暖化が進んで台風 19 号だけじゃなく、あらゆることも起きてくる。そういう時に 2 炉と 3 炉でどれだけ安定性があるかという、その観点を入れなきゃ絶対駄目なんですよ。そうして初めて将来に対して我々責任が持てるわけなんでね。いかがですか。本当に安定性という意味で、これからのいろいろな問題が起きるときに彦根市は今まで 3 炉体制でちゃんとやってきているわけです。それなのに、なぜ 2 炉のわるい方に戻しているのか、その理由が分からんです。ただ経済性と景観だけで、そんなことやっていいんですかということをもう一回きちんと答えて欲しいです。それと、10%ないし 30%とプラントメーカーが言ったらしいですけど、一体、どこのプラントメーカーが言ったんですか。それならそれで、きちりとプラントメーカー名まで出していただかないと、我々判断のしようがないんです。

それともう一点、やっぱり次の問題なんですけど処理方式の検討で、ストーカ式が 8 者あって、あとはゼロ者と何回も聞いているんですが、どうなんですか。こんなメーカーのヒアリングの回答が得られなかったとあって、それで済ましている。私が聞きたいのは、そうじゃないんです。なぜ、回答がないかを聞いているんです。彦根市は今まで入札をやったら散々そういうところに聞いているでしょ。なんで入札しなかったんですかと。こんな 200 億円

の重大な問題のときに、単にメーカーのヒアリングの結果、回答がなかったで済ませられますか。やはり、きちっと問合せしたけれど、これこれこういう理由で回答がなかったと。それなら分かるんですけど、その点をきちっとやっておいてほしいです。

それともう一つ。土砂災害とかいろいろ問題ありますけど、概算の基本が非常に不明確であるということを申し上げておきたいです。これから地形測量をやりますというのは、そんないい加減なことでいいんですか。我々は基本計画として、これを受入れるか、受入れないかという問題に今迫られているわけなんです。これからやるということで、もしこれがもっと多額な金がかかる、あるいは場合によっては不適當な場所であるということが分かったときに地元の皆さんにどういう言い訳をするのですか。できる限りのことをやっておくべきじゃないでしょうか。先ほどからランプウェイとか、一つの言葉にとらわれておられるようだけど、ランプウェイだってみんな道路につながっているわけですよ。道路に土砂が崩れてきたら動けなくなることは、分かりきったことじゃないですか。そういう観点から、今の段階で本当はボーリングをちゃんとやるべきなんです。下西川も西清崎もボーリングをやった上で、これだけお金がかかりますと明確にしてから場所を決めるべきなんです。それを単

なる推測だけでやっているということ自体おかしいんでね。地下沖積層がどこまであるかということで、なぜボーリングをやらないのですか。

それと先ほど神社2社の例をあげましたけど、配慮をするってなにを配慮するんですか。何も配慮してないじゃないですか。そういう意味で、どれだけそういうことについて配慮されたのか、もう一回聞いておきたい。これは地元の方から私も聞いているんですよ。神社が2つもある所へどうしてくるんだと。その辺が分からないという人も結構いるので、それについてお答えいただきたいと思います。

それから先ほどから申し上げてますように、軟弱地盤対策については総費用の問題なんで本当ならきちっとしたボーリング調査でもやった上で明確にすべきだと思うんですが、これについてはお答えとして聞いておきましょう。

次に、搬入出車両の通行ルートについて、なんだか選定委員会が言ったようなことをおっしゃっているわけですけど、何でも委員会任せな感じなんでね。委員会任せなら委員会任せで、はっきりと委員会が橋を架けることが必要だと言っているんでしょう。それならば、そういうふうに明確におっしゃったらどうなんです。なぜ、選定委員会の言うとおりにしないんですか。そういうことを聞いておきたいと思います。



架橋については、分かりました。当組合ということは、一市四町の皆さんもきちっと負担していただけるということですので、これは明確になりました。

さて、先ほど要旨6、議会運営についてですが、発表以後で混乱が生じないよというということで、前のときに混乱が生じたみたいなことをおっしゃったけど、あれは議会で発表されたんじゃないんですよ。むしろ管理者があっさりと発表してしまわれたから問題が起きたんですよ。なぜ、議会でも議案として提案しながら混乱が生じるとお考えなのか、その辺については事務局なり管理者がお答えいただきたい。いかがですか。僅か15日に全員協議会があって21日の今日なんですよ。1週間の中にどんな混乱が起きるんですか。それを、はっきりと言っておいていただきたい。なぜなら議会運営のルールをねじ曲げてまで、こんなことをやらなきゃいけない理由を明確に説明してもらわないといけないと思います。これは管理者がちゃんと説明してください。

それからもう一つは会派間でという話がありましたけど、管理者は本当に会派間でしゃべったらあかんようなことをおっしゃたんじゃないんですか。その辺は明確にしておいてください。そうでないと、我々しゃべれなかった者がばかみたいなことなんです。私だって特定の議員さん何人かに

どうやろうと聞いたかったんですよ。けれどもしゃべったらいかんみたいなことを言われたからしゃべらなかつたんですよ。そういう意味で重要な問題なんで、きちっと答えていただきたいと思います。以上です。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 西清崎町という表記についてでございますが、基本計画案の中では地図でも場所を示させていただいておりますので、これで分かっていただけのもと考えております。また、理念やはじめにのところに付きましても、今回ははじめにの部分では、新たな経緯をこれまでの経緯に追加している部分はございますが、追加していない当初のままになっているところに付きましても、理念につきましても施設の基本計画の検討委員会でお認めいただいております内容となっておりますので、この部分につきましても検討委員会でご理解いただけるものと判断された部分でございますので変更は考えてございません。

炉が1炉増えると10%から30%費用が増加するといったプラントメーカーについては、こちらから把握はしておらず、コンサルの調査ということになっております。また、2炉については、十分な安定性を確保できるということで判断されておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

また、ストーカ式以外の回答がなかったことについては、ストーカ式しか整備できないプラントメーカーが少なく、ストーカ式以外の流動床式であったりガス化溶解方式のいずれも施設の整備が可能というプラントメーカーがストーカ式のみを整備を出してきているということから、現状、全国的にストーカ式が主流になっていることから、他の方式での参加が難しいと考えたもので、問合せでメーカーに直接確認したものではありません。

概算費用が不明瞭ということですが、今後、確かに地質調査であったり地形測量をする中でそのあたりが変更される部分はあるかと思えますけども、そのデータのない段階でこの施設候補地が優れているかというような判断をいただく場合、概算を根拠に選定をしていただいた部分もごございますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

ボーリング調査をそれぞれの西清崎と下西川ですべきではないかということですが、断層があるところについては断層調査をしなければいけない地質調査を五つの応募地があった段階で全てでやることは、莫大な費用となってしまうことから、その辺りは想定できる範囲で考えていたところですが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 西清崎町周辺の神社に対する配慮ということでございますけど、先ほどお答え申し上げましたとおり、本日この基本計画案をお認めいただきましたらならば、その地域に相応しいものになるように景観等の配慮を含めまして検討し、ご理解いただきたいと思います。

会派内の話合い等につきましては、私としては通常この政策全般について、それぞれ議員間で情報交換なり共有されているというふうには考えますが、それについて私の立場でどうということをお願いするべきではないと考えております。

○議長（安澤勝君） 議会事務局長。

○事務局長（神細工信二君） 一点、私の方から今回の全員協議会等で公開していただかないようにという取扱いにつきましては、混乱が生じないようにと答弁をさせていただいておりますが、議会運営のみならず候補地の皆様に対しても混乱が生じないようにという意味で答弁させていただいたところですが、よろしくお願いいたします。

○議長（安澤勝君） これにて、獅山議員の質問は終わります。

続きまして、6番西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） それでは、第1章 施設の理念・基本方針および基本計画全体について四つ質問をさせていただきます。

一つ目の基本方針(1)において、広

域化が述べられています。もっぱら効率性などに資する方向のように述べられていますが、効果の理由およびマイナス面も科学的に分析・検証が必要ではないか。その分析・検証内容は、どのような内容か改めて説明を求めます。

二つ目に基本方針(3)において4Rを基調とした施策を進めるとしているが、基本計画案を策定した平成20年5月からの実践と実績はどのように表れたのか、説明をお願いいたします。

三つ目ですが、2章46ページにおいて減量化の設定が述べられています。平成28年を基準として、燃やすごみは圏域全体で5%の削減目標としています。この目標自体がしょうびんで地球温暖化対策やマイクロプラスチックごみの減量対策という世界の流れにも貢献する意思が感じられないものだが、広域行政組合において、構成市町に対する法的拘束力・実効性をどのように担保するのか。その目標を達成する方策・方針は、どのようなものか説明ください。

四つ目ですが、獅山議員の質問とも関連しますが、このような膨大で重要な基本計画案を一回の全員協議会の説明と一会期の議会で採決にけることに疑問を感じます。建設候補地の選定そのものも大変重い課題である上に、膨大な資料について、議員ひいては関係住民に理解を得られるよう

説明責任を十分時間をかけて果たすべきだと考えますが、当局の見解を求めます。

○議長(安澤勝君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 要旨1についてお答えします。

今臨時会に提案します新ごみ処理施設整備基本計画案は、1-1ページに記載の平成20年5月に策定された基本構想の基本方針の内容を踏まえ、これに替わるものとして改めて設定するもので、1-2、1-3ページで新施設の理念・基本方針として、理念1から理念6まで掲げ、それぞれの基本方針を定めております。広域化の効果につきましては、施設の集約化によりスケールメリットが生じ、建設費や維持管理費を低く抑えることができます。また、一定のごみ量やごみ質を確保することにより、熱エネルギーを効率よく回収できることや広域でのごみ処理方法を統一化することにより、ごみ減量やリサイクルの推進を図ることができます。さらに、安定的な連続燃焼ができることによりダイオキシン類等による環境への負荷を抑えることができます。マイナス面の分析・検証が必要ではないかのご指摘ですが、広域化につきましては、国の方針に基づき、平成11年に滋賀県一般廃棄物処理広域化計画が策定され、県内で7ブロックを設定し一般廃棄物の処理を広域で行うという方針が示されました。湖東圏域においても、

県の広域化計画策定以降、現在に至るまで広域化による施設整備を目指し取組を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、要旨2についてお答えします。平成20年5月に策定された湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想で示されている4Rのうちリサイクルという面につきましては、基本構想が策定された当時と比較しますと、現在彦根市では、容器包装プラスチック類について、汚れたもの以外を資源化しているほか、小型家電、廃蛍光管、廃食用油を資源として処理し、古紙・衣類については行政回収もされている状況です。また、四町につきましても、小型家電、廃蛍光管、廃食用油を資源として処理されておりますことから、一市四町の総資源化量は、四町の固形燃料化量を含めて算出しますと、平成20年度が1万1,398トンであったのに対し、平成29年度では1万2,610トンとなっており、約10.6%増加している状況であり、これにともないリサイクル率も約5.8%増加しております。一方、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リジェネレーション(再生品の購入)といったごみの減量に関する面につきましては、各市町においてごみ減量に関する啓発等様々な取組がなされてきた結果、ごみ等の総排出量は、平成20年度が5万5,141トン、平成29年度で4万7,535トンとなっており、約7,600トン、約14%減

少しております。圏域人口としては、1,695人増えていることからすると、これまで各市町において啓発等が進められてきた効果が大きく表れているように見えますが、減量された約7,600トンについては、彦根市清掃センターにおいて事業系ごみを搬入する許可業者に対する搬入物検査を平成27年度から強化されたことにより、約4,800トン削減されたこと、彦根市の家庭系の燃やすごみが約1,900トン削減されたことによるところが大きく、四町においては横ばいの状況となっております。

続きまして要旨3についてお答えします。減量目標の設定でございますが、循環型社会形成推進地域計画平成23年度から平成30年度までですが、事後評価では、圏域住民が排出する生活系ごみの排出量は総量として横ばいとなっており、一人当たりの排出量は減少してはいますが、目標は達成できておりません。これは分別排出が進んでいないことが要因として考えられます。また、基本計画案にもありますように、圏域において人口減少予測が緩やかであることを踏まえると、燃やすごみを圏域全体で5%削減するという目標は決して低いものではないと考えております。地球温暖化対策という面につきましては、先の角井議員の質問に対する答弁でも申しましたとおり、基本計画案において地球温暖化対策については方針を定めており

ますが、マイクロプラスチックごみの減量という点につきましては、代替品の開発によるところが大きいものと考えます。しかしながら、容器包装プラスチックの減量という点では、マイバックの持参や個包装された商品は買わないなど、各市町の啓発・指導等によるところであり、燃やすごみなど他のごみの減量と併せて、各市町の一般廃棄物処理基本計画の中で目標を設定し、その目標を達成するための施策を実施していくことが責務となることから、今後も各市町で啓発・指導等を実施いただくべきものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして要旨4についてお答えします。議員ご指摘のとおり短いスケジュールであることは承知しているところではございますが、基本計画案につきましては、圏域住民の皆様を対象に素案の段階でパブリックコメントを実施し、計画素案に対するご意見はなかったという結果も踏まえ、現有施設の老朽化が日々進んでいく中で、一日でも早く事業に着手するため、本臨時議会での基本計画案の上程とさせていただきますところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、基本計画案をお認めいただいたあとは、最終的な建設候補地となった地元の住民の皆様、および周辺地域の住民の皆様十分に時間をかけて

ご説明させていただく予定をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 要旨1のところ、広域化することによって計画全体でも述べられていますけども、彦根市が分別をしていた容器プラスチックも一緒に燃やす、そういう計画も出ていますけども、結局は広域化することによって平準化する。進んだところも悪いほうに合わされてしまうというおそれがあります。そういう面もないのかどうかお答え願いたい。そして広域化対応のために、場所の選定そのものも非常に難航していますよね。ですから、未だに多賀町の山奥に看板があがっています。彦根市のごみ搬入反対。処理施設反対。これは、他の市町のごみを自分ところが受入れるのは容認できないという考え方ですよ。そしてランニングコストも、そういう点で様々なハードルを越えていかねばなりません。その点でも十分に理念の中身で広域化をすることが全て効率になって良いというだけではないというのも、きちっと盛込むべきだというふうに考えていますが見解を求めます。

それから要旨2ですけども、10年経過していますよね。ところが燃えるごみについては答弁にもありました。前進していない。つまり燃えるごみは減っていないということが言われまし

た。要旨3とも関連しますが、法的な拘束力・実効性をこの組合がどのように持つのかという点でも、強制力というように表現しますが、組合が実効性と法的な拘束力をきちっと担保するというのがない中で、減量化の音頭取りだけというのが実態ではないかというように思うのですが見解を求めます。

それから要旨3ですけれども、5%削減とした根拠。これは、なぜ5%にしたのか。過去の実績から5%が適当だというようにしたのかどうか。分別が進んでいないと言われました。そういう点でも法的な拘束力・実効性のあるもの。以前、担当の方から聞きましたけれども、彦根市は減量化計画をきちんとして決めている。減量化方針を作っていますが、四町は減量化の計画の策定自体もまだされていないということなんですが、当組合が指導性やさっきも言いましたように実効性を持たせるための担保力、つまり法的な拘束力をどのように考えているのか、そのことを持つ必要があると思いますが見解を求めます。

それから4ですけれども、開会の冒頭に管理者が慎重な審議を求められました。そうであるならば、この獅山議員の質問を聞いておきますと、一問一答ないし委員会での議論がふさわしい内容だというよう私は思います。そういう点では、この対応するカウンターレポートですね、つまりこの基本計

画案にある中身で、これは違う、これはこういう考え方が逆にあるというようにカウンターレポートを提出する期間をきちっとおくべきだと。それは議会に提出をして、7日に全協がありました、私は腰痛で休んでおりましたが、この用紙を見て専門家に見せて聞くこと自体禁止されましたからその点ではしませんでした、そういう点でカウンターレポートを出していただいて、そしていくつかの対案が出てくるかと思えますけれども少なくとも当局が提出された計画書と、それに対応するこれは違うよというようない計画書ですね。この項目、全面的でなくても部分的にもこれは間違い、危険箇所やいろんな点で同様に議員の指摘がありました。そういうところで実際にはどうなのかというところを検証していく議論が必要だと思いますので、その点どうなのかお答えください。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 広域化することで一市四町が同じ分別をし統一することになりますと平準化するのにはわるいところに合わせる面があるのではないかとございますが、もちろん良い方向での検討を一市四町で統一した分別方式になるよう、令和2年度を目途に来年度には一般廃棄物の処理基本計画を策定いただくこととなりますので、そのところは一市四町で決めていただ

くこととなります。

場所の選定で理念にマイナス面の検討もということですが、この圏域については広域で進めてまいりましたので、マイナス面については検討されておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

燃やすごみは減っていないというお話でしたが、現状燃やすごみは減ってきているような状況ではございますけども、その他のごみ、粗大ごみといった部分が増えてきている状況でございます。燃やすごみ5%の削減というかたちでとらせていただいておりますのは、検討委員会で平成24年度から平成28年度までの各市町のごみ排出量の実績と人口推計の結果を基に、一旦、平成44年度までということ将来排出量の推計を算出された結果、当時の計画目標年次でありました平成39年度において平成28年度よりも約6%燃やすごみは削減されるという結果が出ておりましたので、あくまで推計でございますので推計どおりに減量は進まないということの可能性も鑑みまして5%というような数値で目標を設定されているところでございます。

検討委員会で基本計画の策定を進めていただいたわけですが、基本計画案につきましては昨年パブリックコメントをして、竹原の内容にはなっておりましたが施設の整備、どういったものを建てるかとい

うところの根幹については変わらないところもございますので、その部分については圏域の住民の皆様からご意見がなかったというところでも判断してはいますが、場所の検証については基本計画案の中では、施設の整備計画になりますので検証は今回ここではさせていただいてないものになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） まず、この広域化のデメリットですね。先ほどからずっと言っていますけども、要旨3の5%のところですけども、これは実績を追認しただけ。さっきから聞いています質問状にありますように、法的拘束力・実効性のあるものは何と考えているのか明確に答えていただきたい。法的な強制力はこの組合として各市町を縛るものは予算しかないということなんですか。その点減量化の方向性については、大変消極的な方向だとみえます。それは実績から見ても彦根市さんが一行政区で事業系のごみを開け出して、おかしなものが入っていないかどうかというのを行政の力でやってきているわけでしょう。リバースの場合は調べる行政とリバースは関連性はありますけども、直接の強制力は持っていません。ですからそういう点では、更に弱っていくのではないのかという点を言っているのですが見解を求めたいと思います。

それで安澤議長さんの采配で本議会の継続審議の是非をお諮りいただきたいというように考えていますので要請をさせていただいて最後の質問といたします。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 各市町の減量の目標につきましては、広域行政組合が法的に減量を進めるようにということで実効性を持たすというのは難しいのかなとは思いますが、5%の削減の根拠をこちらで示させていただいているような推計によるものでございますので、それは古い実績値を基にされたものでございますので、やはり今後は来年度策定されます一市四町それぞれが令和11年度の施設の稼働を視野に入れた一般廃棄物処理基本計画を策定する中で、それぞれ市町で減量目標と施策を打ち出させていただくというところをお願いしてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 以上で通告があった質問は終わります。

それでは、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後7時27分休憩〕

〔午後7時33分再開〕

○議長（安澤勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。討論の発言者が2名おられますので、順次発言をしていただきます。その順位は、6番 西澤伸明君、2番 獅山向洋君とし発言を許します。6番 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 6番西澤です。私は反対討論を行います。いくつかにわたり述べていきますのでよろしくお願い致します。

一つは、当組合議会において建設候補地の選定を巡って竹原区に一旦選定されてから2年4か月。広域化が打ち出され、当初石寺が選定されてからですと10年以上になります。建設候補地をどこにするかなどの議論が先行して、今回議案として提出された第1章から第9章におよぶ全面的な基本計画案の詳しく専門的な内容を理解するどころか、事実を把握することすらおぼつかない状況だと言わねばなりません。そのような段階で採決に付すこと自体、大変疑問に感じ議会および住民の代表の議員としての役割をまっとうできるのか大変不安になることを率直に表明したいと思います。

獅山議員が指摘されました事項、つまり基本計画案を議案として最終決



定した文中にあるように令和元年9月19日であるならば何かの文章を引用するのなら平成39年としても理解できます。しかし、今の時点の年号は令和であります。その令和の年号をしなければならぬのは当然のことです。私が注目するのは枝葉の問題ではなく、管理者自身が自信と責任をもって基本計画案を確認したのか。議論を深めたのか甚だ疑問に思うところがございます。コンサルの作成提案を管理者として吟味もせず、任せきりにしている一つのあらわれではないかという深い疑問であります。それらの意味でも議案の否決が相当であり、全章を一つ一つ丁寧に時間をかけて審議し、議会のチェック機関としての役割を果たすとともに、当局は説明責任を細微にわたって果たす義務があることを改めて提起するものです。

二つ目に、私は主に基本計画案の第2章2-46(4)減量目標の設定にかかわって述べたいと思います。28年度を基準にして平成39年度、現時点からいけば本年度を入れて9年後に燃えるごみを5%、燃えないごみを2.9%削減との目標設定を見て、これは驚きました。目標自体で減量のやる気なしとしか読み取れません。それは2-16(3)新施設稼働開始後の処理体系で述べていることとも関わっていると考えます。ここでは、案①から③に連記していますが、2-22ページにおいて資源ごみについて新施設において

は焼却時の余熱を高効率で回収することが可能となるとともに、排ガス処理施設での高効率な有害物質除去が可能となることから可燃ごみとして処理するとしており、余熱利用等わざわざ、さも何か新しい技術を導入するかのような表現をしていますが、プラスチック容器を燃やすことで高熱を発生し、他のごみを燃やしやすくする燃料の代役を果たさせようとしているに過ぎないと考えます。もう一つ無視できないのは、プラスチック容器を燃やすことによって有害物質の除去に寄与するかのように述べていますが、プラスチックに含まれているさまざまな有害物質・重金属・化学物質など別の危険が高まるおそれは否定できません。この記述の末尾にかっこ書きで、正しい分別統一案③と言いつつ的に述べているに過ぎず、燃やすごみを極力減らし上勝町これは徳島県ですが、上勝町のようにごみゼロを目指すとの姿勢は全く感じられません。

三つ目に、ごみ処理の広域化は小さな町の自主的取り組み。その前段である発想そのものを押し潰すおそれがあることを率直に指摘しないわけにはおられません。まず、自分が出したごみは、どのようなルートを通じて処理され最後はどこに行くのか。ごみと社会の関わり。ごみと大気汚染・海洋汚染・地球温暖化への影響など身近で小さな単位でお互いに考え意見を交わすことが住民自治を前進させる上で、

とても重要だと考えています。リバーセンターは稼働して 22 年であり、R D F 方式こそ見直しが必要ですが設備の部分改修で対応できることは事務局も認めざるをえない状況だと考えています。環境負荷を最大限にかけないことを最優先にしながら、少なくとも四町の枠組みで英知を集める必要に迫られていることを強調したいと思います。

四つ目に、財政負担の面から考えます。9 章 3 を参照して試算しますと以下ようになります。甲良町の負担を基準に考えますと、施設建設費約 200 億円として均等割り 20%。人口割 80%、圏域人口を平成 28 年度で試算しますと 11 億 7,500 万円の負担となります。リサイクル施設の維持管理費も含め、維持管理総額は同じ計算式をあてはめて甲良町の毎年の負担額は、1 億 4,541 万円となります。このように説明していただいておりますが、施設以外の道路・橋梁費それらの金額それから物件費などの増額によって、金額はさらに増額をしていくというように予測できます。このように実際試算してみますと膨大な負担が強いられ、逆にこれだけの負担をするならば、彦根市の枠組み、四町の枠組みで十分可能であることが考えられます。

五つ目に、近年地球温暖化が大きな問題になっている時に大型ごみ処理施設は必要なのか考えたいと思います。地球温暖化による海水温の上昇が

原因といわれて、今まで経験したことがない豪雨被害そして台風被害が各地で起きています。地球環境を考える上でも、ごみ処理の大型化は再考する 때가きています。9 月に国連は気候行動サミットを開催し、若者は全世界で、16 歳でスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんの呼びかけに応じて、創意ある取組みで立ち上がっています。一方行政は、ダイオキシンや水銀など基準以下で大丈夫といえます。しかし基準以下であってもばい煙は出ます。少量の放出であっても 20 年 30 年経過すれば周辺環境に影響をおよぼします。大型ごみ処理施設で事故が起これば、ばい煙の大量噴出・大量放出・公害にもつながることを試算しています。基本計画案 80 ページでは、規制基準に照らして焼却方式 2 炉か 3 炉の比較であったり、低騒音機器や防音壁の対策を講じているだけにすぎません。プラント排水は下水に放流としています。極めて不十分な計画だといわねばなりません。この世界的規模の運動・取組みに比べて当組合の構成市町は極めて小さな支流に過ぎません。その小さな支流がいくつも合流して温暖化対策の巨大な流れを成すべく、一翼を担っていくものと考えます。その観点の大前提が、すっぺりと抜け落ちていると思っています。新施設ができれば少なくとも 50 年先まで稼働することを展望した環境に負荷をかけない基本計画が必要であり

ます。そのためにも、ごみ処理広域化計画を以上、述べてきたように見直しは可能だと考えます。リバーセンターと彦根市清掃センターの枠組みで再検討をすべきことを改めて強調したいと思います。以上です。

○議長（安澤勝君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 永遠と質問しましてですね、また反対討論をやって随分時間をいただく訳ですが、私が最初に不満を述べたいのは、なぜ午後3時30分から始まったのかということです。会期1日とおっしゃったけど、実際は半日じゃありませんか。こんな短い期間で発言通告で質問したり討論したりということに今回招集した招集権者は、責任を感じてもらいたいと思います。

さて、それでは反対討論を申し上げますが、既に西澤議員がおっしゃったように私が一番驚いているのは、令和元年の今日であるのに未だに本文において平成という年号を使っているということ自体が議案を提案した管理者なり関係者がどう考えておられるのかということです。明日はまさに天皇陛下が即位される、即位の礼がある日なんです。こんな時に平成というような言葉を散々この本文で使っておられるということ自体おかしいと思わない方がおかしいんですよ。ところが管理者も副管理者も事務局もおかしいと思っておられないようなんです。私は既に発言通告書15日

において、こういう質問をしているんですよ。この年号の使用の誤りはどうかと。私は当然この使用の誤りについて正誤表というか、そういうものをお付けになるものだと思っていましたよ。これは彦根の市議会もとより各町議会でも当然のこととして、訂正正誤表というものを市長なり町長から受け取っておられるんじゃないですか。ところが頑として応じないわけですよ。誰が見ても誤りでしょう。それを直さないということ自体やっぱり今も管理者なり副管理者や事務局の姿勢に問題があると思うんですよ。こんなことを議会が、はい。そうですかと認めたら、広域行政組合の恥になるということを経験の皆さんもしっかりと理解していただきたいと思うんです。

さて次に、既に指摘しておりますが西清崎町という町名についてです。なぜ町がつくのかということですよ。西清崎町という町はありません。これは皆さんも彦根市の町名の一覧を見ていただいたら、どこを探してもないんですよ。それなのに町にしてしまっているということ自体が大問題なんです。それならば、例えば先ほどもご答弁にありましたように清崎町地先というなら間違いありません。あるいは清崎町西清崎地区とかね。これは竹原地区についてもそういうふうにおっしゃっていました。ただし、竹原についてはちゃんとした字名なんですよ

ね。だから何も問題ないわけですが、こういうような有り得ない町名を堂々とお使いになって、しかも自治会名だとおっしゃるわけですね。それならば、なぜ自治会名であるということ、きちっとかっこをしてお書きにならないんですか。それを書かない限り、これは明らかに間違いだということ、を言わざるを得ないのです。私がこれを強調するのは、先ほども申しあげましたように、いずれは交付金の申請をしなきゃいけない。また、地方債の発行もしなければいけない。その時に、議案として確定してしまうわけなんですよ。ですから、例えば国に出す書類でも、これは議案としてこういうものが通っておりますということを出さなくてはならないわけで、その時に国の役員なり県の役員が見て、なんだ組合は。こんなばかなことやっているのかと言われないようにするのが、管理者なり議会の責任なんですよ。その点だけ繰り返して申し上げておきたいと思います。

さて次に、質問で大体お分かりと思いますけど、現在、地球温暖化ということで本来なら台風が東京の方に行くはずがないのに、東京の方ばかり行っているんですよ。昔はちゃんと関西の方にといい言い方がわるいけども、関西にきていたのがあれだけ北の方に行っているということを我々もよく考えなければいけない。そういう前提で考えますときに、何でもこの

検討委員会の報告書に従っておられますけども、やっぱりこれから造るしっかりした施設が立地条件として浸水災害・土砂災害あるいは軟弱地盤でないところにもっていかうと。それは基本的なものでなければいけないわけなんです。ところが、当然それは大丈夫みたいな感覚で災害対策として備蓄しておかなきゃいけないとか、そんなことばかり言っているわけです。全く最初の前提が間違っているということ、を、我々がしっかりと理解しておかなくてはならないと思います。既に南海トラフ巨大地震についてもお話し申しあげました。30年以内に今までは70%と言っていたのを今度は70%ないし80%に引き上げられているんですよ。今回のこの施設については、これから30年。造るのに10年かかるといって40年ぐらい使わなければならないわけですよ。ですから確率が、これからどんどん上がってくるんですよ。80%から90%場合によっては100%に近いような確率に上がってくるわけなんです。だからそれに対して備えをしておかなくてはならないのに、鈴鹿西縁断層だけの話で終わらそうとしていること自体、私は非常に問題があると思っております。非常に確率が高くなってくるんだということです。

さてそれから、炉の数の問題です。この炉の数の問題は、私は非常に重要だと思っております。なぜかといいますと、

彦根市の炉は現在3炉体制でやっているわけなんです。それで代わる代わる使っておりまして、しかも8時間という短い時間燃焼しているんで、そういう意味で3炉体制でもそれなりに動いていける。こういうことなんです。ところが、今度のこの焼却方式では24時間燃やすわけです。24時間も燃やしておいたら、どこかで傷むことがある。確率としては2分の1よりも3分の1にしておく方がはるかに安定性があるわけなんですよね。ところが、検討委員会が2炉体制といったのかどうか知りませんが、なぜ2炉にするのかということについては、理由としては経済性と周辺環境との調和ということを二重丸にしているわけなんです。なぜですか。むしろ3炉体制で二重丸している安定性と将来のごみ量減少への対応、こういうものを重視するのが本来のあり方ではありませんか。これから、どんどんいろいろなことが起きてきて、今回のような風水害で大変な災害の処理をしなくてはいけないごみが出てくるかもしれないことが考えられるのに、わざわざ2炉体制にしてしまう。いうならば、彦根の市議会議員なんで申し上げるんですが、彦根の3炉体制がなぜ2炉に後退してしまうのかということが非常に問題であると私は思っております。

さてその次に、とにかく先ほど申し上げましたように最新のごみの排出

量に基づいて、いろんな施設のことは決めておくべきだ。いうならば、ごみ将来排出量の推計というものが非常に重要でございます。これから検討するみたいなお話だったんですが、そうじゃない。基本計画案の段階で一番新しいデータに基づいて排出量を計算して、それに基づいて全体の施設の規模を決めていくというのが順序なんです。その順序を逆さまにして、これから決めますというのは、そんな話では駄目だということを申し上げておきたいと思えます。

それともう一点、私は非常に重視しているわけですが、なんとストーカ式焼却炉について8者は、ちゃんと計算してどれだけ費用がかかるか出してきたんです。ところが、他の三方式はゼロ。それについて、なんでゼロか問合せたか聞けば、問合せていない。まるでこれは最初からストーカ式にしてしまおうと意図が見え見えなんです。なんで8者もたくさん出してきたんですか。それがおかしいんですよ。三方式だって当然企業としては受注しようとして一生懸命になっているはずなんです。それなのに、あえて出せなかったということ自体が非常に疑問が残ると私は申し上げておきたいと思えます。

あと、5分程時間いただきますが、地形とか地質とか地盤条件とかあったんですけど、これについては既に致命的な問題じゃないかと私は思って

いるんですよ。わざわざ荒神山と宇曾川の斜面の上にそういうものを造るといって自体ね、いくらボーリングして杭を打っても、やっぱり敷地そのものが極めて不安定な状況になる。更に沖積層であるということですね。これは地震に対して液状化現象が起きる可能性が十分あるわけですし、そういう観点からも非常に私は重視していただきたいと思います。あと神社が二つもあるということについて、これから配慮するみたいなことをおっしゃっていますが、なんで今から配慮できないんですか。例えば竹原地区だってやっぱり湖東三山の皆さんが反対されたわけですよ。そういうのを既に学習しているのに、またここで神社の目の前にもってくるというような感覚そのものが私はおかしいのではないかと思います。

さて、いろいろと申し上げましたけど、もう一つは搬入出路のルートの問題です。我々は散々このいわゆる西清崎町のところには、道路を新しく造って橋を架けるとこうおっしゃっていたわけですが、今回のこの基本計画案にはそれが全く出ていないですね。検討するとしか出していない。これは議員に対する説明と地域住民に対する説明とが完全に矛盾しているということなんです。その点について、きちっとした説明がないから反対せざる得ないわけです。

さて、一つ今回分かりましたのは、

基本計画案にも書いてあることですが、この橋を架けるのについては一市四町の負担である。これは非常に大きな収穫でございます。四町の皆さんもきちっと負担していただきたいと思っております。

さて最後に議会運営の問題ですが、先ほど私うっかりして全員協議会が15日と申し上げたんですが、15日は発言通告書の期限でございまして、全員協議会は7日でございました。これは訂正しておきたいのですが、それと同時に早く発表したら混乱が生じるなんておっしゃっているんですけど、とんでもない話じゃないですか。議会だけじゃなくて地元でも混乱が生じると。これは本当に事業を推進される皆さんとして、とんでもないものの考え方だと思いますよ。どんな事業であっても賛成もあれば反対もあるわけであって、それをしっかりと説得していくというのが、これが執行部の責任なんですよ。それを発表すれば混乱が生じるなんて、そういうものの考え方自体が誤っていると私は思っております。以上、いろいろと申し上げましたけども、私はこの内容につきまして全面的に反対をしておきたいと思っております。

**○議長（安澤勝君）** 以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき

議決を求めることについてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安澤勝君) お座りください。起立多数であります。よって、議案第8号 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして今臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

ここで議長より執行部はじめ管理者の皆様をお願いを申し上げます。本日の臨時議会において彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画が可決されました。今後、地質調査・環境影響調査等が行われることとなりますが、圏域内の重要な施設となることは間違いありません。彦根市で今大きな課題となっております、本庁舎耐震補強増築問題で裏合意とされた真相を調査する百条委員会の中でも市長の管理能力やガバナンスがきかなかったことが指摘され、今日まで問題が長引く要因の一つとなっております。200億円を超える大事業であり、本組合議会においては今後必要に応じて全員協議会を開き、執行部より調査の進捗状況や現状報告等を求め議会としてチェック機能を果たしたいと思っておりますのでよろしく願いをしたいと思っております。

これをもちまして、令和元年10月彦根愛知犬上地域広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でございました。

午後8時02分閉会

会議録署名議員

議長 安澤 勝

議員 馬場 和子

議員 河村 善一





全 員 協 議 会

(10 月 21 日)



令和元年 10 月 21 日(月曜日)

午後 3 時 31 分閉会

○議長(安澤勝君) 皆さん、本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、臨時会の開会前に、お時間をいただき、全員協議会を行います。本日の臨時会の欠席者について、事務局から報告があります。事務局。

○事務局長(神細工信二君) 失礼いたします。事務局長の神細工でございます。本日、豊郷町の北川和利議員が少し遅れて来られるという連絡が入っております。また、副管理者の伊藤豊郷町長でございますが、公務のため、欠席をさせていただきますのでご報告させていただきます。以上でございます。

○議長(安澤勝君) ありがとうございました。これをもちまして全員協議会を終わります。

次に、今臨時会の開会に当たり、管理者より挨拶をお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、こんにちは。少し遅参しまして誠に失礼いたしました。令和元年 10 月組合議会臨時会の開催に当たりまして一言、ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から当組合の運営に格別のご理解、ご協力をちょうだいしておりますこ

と改めて厚くお礼申し上げます。また、本日は、臨時会ということでございますが、公私何かとご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、今臨時会は、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を定めることにつき議決を求めることについての議案を提出させていただきます。本提出議案は、広域での新たなごみ処理施設建設を早期に進めてまいりますために、重要な案件でございます。慎重なご審議の上、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長(安澤勝君) ありがとうございました。

午後 3 時 33 分閉会